

村の移住伝説 — 中国長江上流域の事例研究 —

蕭 紅燕[※]

- 一、 姓氏分布
 1. 現在の姓氏分布
 2. 民国期の姓氏分布
 3. 村の形成説
- 二、 宋・元・明・清の四川と移民
 1. 宋・元時代の社会経済
 2. 明・清時代の四川と移住民
- 三、 隆姓の移住史
 1. 県志・族譜・「経単簿」・碑文などにみる移住過程
 2. 移住当初の隆姓と郎溪・大田坝への移動
 3. 安隆橋の橋普請
 4. 華巖平頂丘の花礎墳
 5. 馮家坝への定住

一、 姓氏分布

1. 現在の姓氏分布

豊都県は四川省東部の最大都市重慶から172キロ離れており、涪陵地区の管轄下におかれている。重慶の港朝天門から水翼船に乗り、長江を下っていくと、約4時間でたどり着く⁽¹⁾。調査地馮家坝⁽²⁾村がこの長江の北岸、豊都県城から7キロ離れたところに位置し、県城へは徒歩1時間弱で行けるという交通の便がよく、県内では比較的裕福な村落である。

現在（1994年3月末現在）の人口は表1の如く約1355人、世帯数は約413戸⁽³⁾。地縁により七つの集落に住み分けており、行政上7組からなっている。その組ごとの姓氏分布は表2の通りである。

表2（3組の姓氏分布は表4を参照）に示されているように、どの組にも複数の姓氏が分布し、世帯数の多い組ほど、異なる姓氏も増えてくる。組によっては、比較的大きな姓氏がそれぞれ違うものの、全体的にみれば、さまざまな雑姓からなる村落である。データからみて、1組と7組では、再姓が圧倒的な割合を占めているのみである。

※東洋大学大学院社会学研究科博士後期課程

2. 民国期の姓氏分布

さて、解放前の様子はどうか。豊都県档案馆で見つけた『四川鄜都県第一区白合郷保甲編査冊』によると、表3の如く、当時の十保観音灘における姓氏分布が示された。

これは民国31年の統計データによるものである。観音灘第10保というのは、いまの馮家坝村1組、2組及び3組の所在地を示す。つまり、馮家坝村の七つの組が民国期においては、それぞれ第8保大橋、第10保観音灘と第特編保白沙沱という三つの行政単位に属しており、現在の行政村の範囲とは、若干の食い違いがある。にもかかわらず、当時の集落ごとの姓氏分布を知るのに貴重な資料であることは変わらない。民国期の保甲と現在の村落を対応させたのは図1である。

この表に示されているように、第10保観音灘という世帯数116戸の集落には、28の姓氏があり、そのうち、再姓が32戸、27.6%を占めるほか、あとはほとんど人数の少ない姓である。往年の観音灘保は、いまの1組、2組、3組と7組であるため、現在の姓氏分布と比較すると、同じような傾向が見られる。つまり、1組を除き、どの組にも圧倒的多数を占める姓氏がないのである。7組は1970年代までは3組に組み込まれていたが、3組の馮家坝とは小川一つ隔てた向う側に位置するので、農作業上の便宜を考慮してのちに独立したという。ここでは、便宜上3組と7組を一つの集落と見なすことにした。

では、3組の姓氏分布に関連して、その居住理由を表4をみながら検討しよう。

ここでは、早期在住者とは、あくまでも民国期、つまり、解放前(1949年)までを時代的区分の境界線としている。3組の主な姓氏隆姓と李姓が早期在住のほか、再姓と陳姓には早期在住もあれば、あとからの転入者もある。残りは転入者及び解放後の妻方居住婚である。一応組ごとに姓氏分布をあげており、各組により、多少状況が異なってくるが、共通な傾向を示しているように見受けられる。

表1. 馮家坝村の人口と組分け

(1995年3月現在)

組別	地名	世帯数(戸)	人口(人)
1組	観潮	51	150
2組	油房	75	252
3組	馮家坝	44	130
4組	爛坵	66	239
5組	生基塋	68	230
6組	白沙沱	84	275
7組	月亮坝	25	79
計		413	1,355

表2. 各集落の姓氏分布 (94年3月末現在)

7組 (24世帯・5姓) 2組 (75世帯・15姓) 5組 (68世帯・16姓氏) 1組 (49世帯・8姓)

世帯主	実数
冉	17
余	2
楊	2
高	2
何	1

世帯主	実数
雷	18
冉	11
盛	9
孫	9
陳	8
李	5
秦	3
譚	3
隆	3
張	2
傅	1
高	1
郎	1
熊	1
王	1

世帯主	実数
冉	16
陳	12
譚	6
楊	6
鄭	5
林	5
徐	4
何	3
張	2
余	2
孫	2
彭	1
馮	1
李	1
向	1
殷	1

世帯主	実数
冉	25
譚	9
鐘	5
何	3
李	2
楊	2
曾	2
徐	1

注：1組の場合、
妻方居住婚の2事例について、戸主の姓が確認されなかったため、この表には入っていない。

4組 (66世帯・12姓) 6組 (80世帯・25姓)

世帯主	実数
冉	17
王	9
孫	9
余	7
隆	5
何	4
陳	4
周	3
譚	3
彭	2
胡	2
徐	1

世帯主	実数
何	24
秦	7
余	7
李	5
陳	5
江	4
孫	4
王	4
張	2
周	2
覃	2
殷	2
熊	2
黄	1
夏	1
劉	1
冉	1
戴	1
代	1
趙	1
範	1
楊	1
鄭	1
隆	1

注：6組の場合、
妻方居住婚の4事例について、戸主の姓が確認されなかったため、この表には入っていない。

表3. 民国31年の観音灘（10保）
における姓氏分布（116戸・28姓）

世帯主	実数	世帯数	実数
冉	32	余	3
陳	11	蔣	2
楊	9	周	2
隆	7	盛	2
雷	6	向	1
譚	6	孔	1
張	4	沈	1
徐	4	鄭	1
曾	3	鄧	1
孫	3	王	1
李	3	鐘	1
彭	3	秦	1
湛	3	文	1
何	3	劉	1

表4. 3組の姓氏分布とその居住理由（43世帯・11姓）
（1994年9月末現在）

世帯主	実数	%	居住理由
冉	12	27.9	早期在住・転入
隆	7	16.3	早期在住
陳	7	16.3	早期在住・転入
李	6	14.0	早期在住
杜	3	7.0	〃
王	3	7.0	転入
數	2	4.7	〃
朱	1	2.3	〃
傳	1	2.3	〃
孫	1	2.3	妻方居住
譚	1	2.3	〃

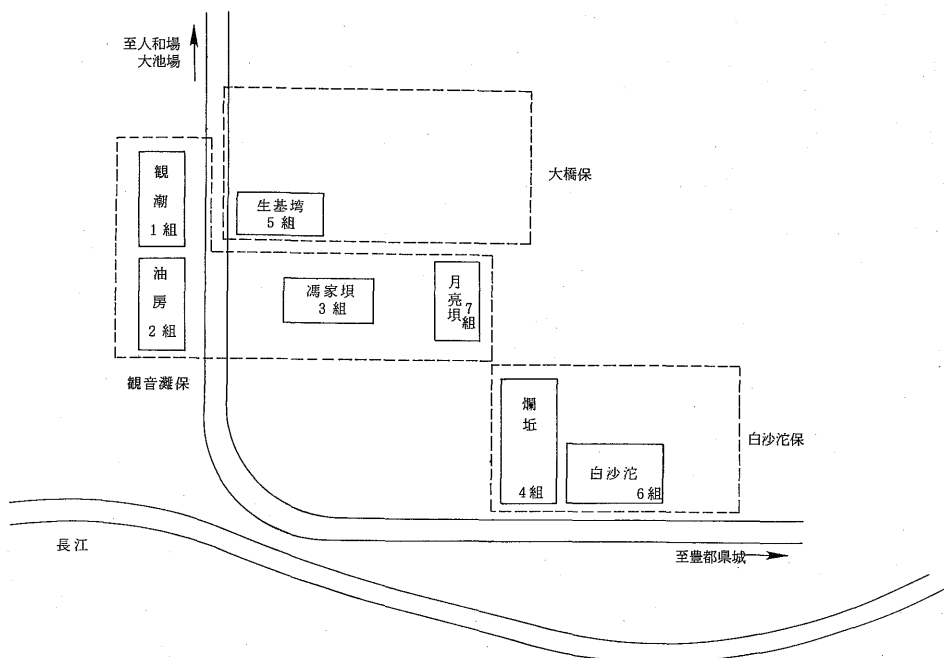


図1. 現在の集落と民国31年（1942）頃との対応関係

3. 村の形成説

7集落のうち、3組の所在地が馮家垵という地名ゆえに、馮家垵村と名付けられたわけである(4)。村落の略図からみて、3組がちょうど村のほぼ真中に位置しており、地形的にも平坦で、畑よりたんぼが多い肥沃な土地柄である。

この村はいつ頃でき、どれくらいの歴史を持っているのかなどといった質問を村の古老たちに問いかけても、正確なことを言える者は誰一人いない。ただ、百余年前には、馮姓の一族がここに家を建て、移り住んできたため、以来馮家垵と呼ばれるようになったそうだ。その馮家が朝廷で偉い官職についていて、ここ馮家垵の風水がよいというので、立派な家を造り、定住するようになった。しかし、のちほど7人の息子たちが相次いで死んでしまったため、やむなく馮家垵をあとにし、現在の隣村三股莊村7組馮家院子および大橋村陶家湾などへ散っていった。それゆえに現在の馮家垵には馮姓の者は一軒もなく、地名がそのまま残っているのみである。手放したその立派な家はしばらくの間に袁家が住み、まもなくして隆家がいちばん買った。その隆家が家を手に入して、一族で住むようになってから現在にいたっている。これは集落の古老なら、誰でも知っている話で、よく言い伝えられているが、いつどの世代の誰がいくらで買ったのか、その経緯については、はっきりしない(5)。

隆家の最年長者で、かつ「輩份」世代がもっとも上位である(6)80歳台の隆仲良氏から、こんなことをうかがった。馮家はその立派な邸宅を誰かに譲ろうとした時に、隆家のほか、二三の別姓の家の候補者があった。結局、「忠厚」温厚篤実な隆家の者を見込んで、自分たちの祖先の墓を守ってくれるだろうということで、馮家はとうとうその家を隆家に売り渡す決断をしたそうだ。つまり、異なる複数の姓氏の競い合いに隆家が勝ったことになる。かつて馮家が建てたという立派な家は今でも主に隆家の人々が住み、その区域は「上院子」と呼ばれ、戸数こそ再姓に比べてかなり劣るが、村では一目を置かれた存在のように見える。再姓には祠堂も族産もなかった。毎年の清明節に墓参りして、祖先祭祀を行なうのに隣村の白岩頭へ行き、そこで清明会(7)をしたそうだ。再姓の家から部分的な経単簿(8)と族譜を拝借できたが、宗族の系譜図を再現するのに資料が乏しい。それに比べて、隆姓の族譜や経単簿の保存状態が比較的良好で、清朝期の祖先墓が県内数か村にたくさん残されており、ほかの姓氏に比べて手がかりになるものが比較的数量多く見つかったこともあって、第3節では隆姓の宗族の移住史を中心に、その移住伝説を追うことにしたいと思う。

[注釈]

(1)1992年の春、初めて重慶から豊都県に向かって長江を下ったとき、まだ水翼船がなく、午前中10:30ごろからもっとも速い便に乗り、夕方17:00までにはようやく目的地に着くといったような具合である。帰りは川の流れるに逆らっていくので、なんと15時間もかかった。その後1度この便に乗り遅れて、昼過ぎ13:00発の鈍行で向かったが、豊都県にたどり着いたのは夜21:00過ぎであった。

翌年になると、高速水翼船が開通し、重慶から豊都県の間はわずか4時間で往来できるようになった。高まりつつある三峡ダム建設への関心による観光客誘致策がもたらした結果であることは言うまでもない。

(2)村落の人口と世帯に関しては、村民委員会が保存する常住人口登記簿をもとに、各集落の古老たちに聞き書きして確認したものである。しかし、同じ時期においても、私が確認した各家族の居住形態と村長の勘定とは、かなりのズレが見られる。結婚などによる分家、「合家」（一旦別々になった親子の2世帯が、老親扶養か何らかの理由により、ある時点から再び一つの世帯になり、生活を共にする）がしょっちゅう行われているので、たとえ村長といえども、とても村の各家の状況を随時漏れなく把握しかねない。さらに四川省以外の地域への出稼ぎで家を留守にする家族もいて、村落の人口を正確におさえることはちょっと無理である。したがって、ここで取り上げられた数字は大まかなものしかない。

(3)「坝」は、「坝子」とも言い、西南中国の各省において、平らな土地または平原のことを意味し、「川西坝子」のようによく地名に用いられる。「川東」四川省東部では、「坝」は山間の盆地あるいは山脚地域にも使われる。なお、関連語彙として、「地坝」「院坝」庭、「晒坝」穀物の干し場などが挙げられる。

(4)四川省豊都県地名領導小組編『四川省酆都県地名録』（1984年）を参照。これによると、馮家坝村は解放後、人民公社化が行われた際、仁愛大隊と改称されたが、のちに馮家坝という古い名称にちなんで、村落名を馮家坝大隊に改めた。そして、現在は通常馮家坝村と呼ばれている。

(5)大橋村陶家湾居住の馮姓から、民国4年に再編した族譜『馮氏家乘』を見つけたが、残念ながらかつて馮家坝に住んでいた馮姓との系譜関係を明記していない。馮家坝敷地内の烏龜堡という小さな丘にあった馮家坝居住の馮姓の祖墳先祖の墓が、人民公社の時期にことごとく取り壊され、畑に様変わりしてしまった。ただ、陶家湾の馮姓は馮姓坝の馮姓とつながりがあると強調している。陶家湾に現存する馮姓の墓は保存状態がきわめて良好なのは、同集落に馮姓がたくさんいたし、現在もお馮姓が多いからだ。これに反して、馮家坝集落には実際馮姓が住んでおらず、墓地の破壊を阻止するほどの力がなかったという。ちなみに、隣村といえども、陶家湾は馮家坝から徒歩5分という至近距離に位置しており、小高い丘にある陶家湾の馮姓の墓（民国期のもの）から、馮家坝を南に一望することができる。

(6)同じ宗族において、自分より上位の世代の者を、現地の口語では「老輩子」と称する。このような世代ランクによる親族呼称及び世代関係の認識は宗族に限らず、村内の異姓にまで拡大されるものである。中生勝美「親族名称の拡張と地縁関係—華北の世代ランカー—」に詳しい。

(7)毎年の清明節には、一族が集まって墓参りする風習がある。祠堂がある場合、祠堂で祖先祭祀をおこない、なければ先祖の墓の前でおこなう。その際、同姓の各家から金を出し、1名から2名の男子が代表として参加する。祭文を読み上げ、線香をあげたり紙銭を燃やしたりしたあと、供えものを一同で食べて直会をする。これを「清明会」という。清明会の世話役はもちまわりである。現地で見つけた族譜によれば、宗族によって、春と秋の二回にわたって祖先祭祀

をおこなう場合もあり、また、旧正月のはじめにやる場合もあると記されている。

清明節に「清明会」をおこない、祖先祭祀するという習慣は、ここ豊都県だけのものではなく、『中国地方志民俗資料滙編・西南巻』をみれば、かつては四川省の漢人社会における、一般的なしきたりであることがわかる。

(8)豊都県では、追善儀礼または祖先祭祀に際して道士先生を頼む。そのおり、喪主の懐具合などにより、短くて1日、長くて7日間にわたって行なわれるものである。解放前、仏が出た時は、49日があるまで、道士先生はずっと儀礼を続けることもありえる。3日以上儀礼をしてもらった場合にのみ、儀礼の終了後、道士先生が「経単簿」と呼ばれるものを綴ってくれる。帳簿に死者名、死亡時刻、死亡の場所、儀礼進行中に読み上げた経懺の数々、参列した親族・姻戚・近隣・知人の名前および彼らが持参してきた香典や紙銭などの項目順に毛筆で記入するのである。この香典帳のような記録は、死者1人ずつのために行われる個別の功德儀礼がもっとも一般的に見られる。しかし、たとえば両親と妻に先に立たれ、数年後にまとめて功德儀礼をおこなうという事例を馮家根村の隣村でみたが、その場合は3人のために経単簿を作る必要がある。

解放後から1980年代前半まで、道士先生による功德儀礼が迷信だと長い間禁止されており、改革開放政策が実施されるようになってから、再び復活した近年では、だいぶ前に亡くなった家族のために功德儀礼をまとめて行なうようなことも少なくないようだ。

これまで見つかった経単簿は、馮家根村に限って10部、古くは清代同治12年(1874)から、そして最近のものでは、1993年に新たに作ったものがある。村志・郷志といったような郷土資料がほとんどなく、族譜の発見も難しい状況下において、これらの経単簿は、民国期の村落における親族・姻戚関係および祖先祭祀・民間信仰などを知るうえで、かなり参考になったことは言うまでもない。

二、宋・元・明・清の四川と移民⁽¹⁾

1. 宋・元期の社会経済

320年にわたる宋代(960-1279)を通して、前期の250年の間に、四川⁽²⁾では大規模な戦争が発生せず、相対的に安定していた。表5の如く、宋・元期の四川は、軍事上、きわめて重要な戦略基地であった。

1271年、忽必烈汗(元の世祖)が年号を「元」に改め、元朝が生まれた。南宋王朝が滅びるまで、蒙古族が四川で半世紀にわたって戦争をつづけた結果、四川の社会経済が破滅的な破壊を被ってしまった。蒙古族が蜀を攻め落とすまでに、四川の年収は南宋王朝の年収の三分之一を占めるにいたっており、毎年供給される軍隊用の米が156万石、これも南宋王朝(1127-1279)の軍隊用米の約三分之一に達していた。宋代における四川の農業面の耕作技術水準および食糧の生産高が、もっとも発達していた両浙地区に次ぐ重要な稲作地域であった。人口面からみると、嘉定16年(1224)には、全国の戸数に占める四川の割合がすでに20%にのぼっており、農業の発達が人口

表5. 歴史上の出来事と四川への移民

年 号	出 来 事	四川の人口及び土地・財政
北宋 (960-1127) 孝宗淳熙二年 (1175)		2,640,000戸
南宋 (1127-1279) 嘉定十六年 (1224)		南宋王朝の年収の3分の1を占め、全国戸数の20%に達する。
元 (1206-1368) 元十九年 (1282) 元末至正二十三年 (1363)	紅巾軍農民大蜂起。蜂起軍のリーダー明玉珍が重慶で「大夏」政権を確立。	120,000戸 戦乱を避け四川への自主的な移民が始まる。
明 (1368-1644) 洪武四年 (1371) 洪武五年 (1372) 洪武十四年 (1381) 崇禎十七年 (1644)	明朝軍が蜀に入り、大夏政権を滅ぼす。 李自成農民軍が北京を政略、張献忠が成都で大西政権を確立。	洪武年間(1368-1399)、四川への大がかりな移民が行われる。 84,000余戸 214,900戸 1,464,515人
清 (1616-1911) 順治十八年 (1661) 順治末年 (1662) 康熙 (1662-1723) 乾隆 (1736-1796) 乾隆三十一年 (1767) 嘉慶元年 (1796) 嘉慶末年 (1820) 道光二十年 (1841)	戦争が終了、清王朝の統治が四川の西部から東部へ浸透し、四川全域がその管轄下に置かれる。 四川・湖北・陝西で白蓮教蜂起が勃発。戦いは九年続き、清王朝が最盛期から衰退へ転ずる重要な事件。	16,000人、全国で後ろから第二位にまで下がる。 康熙なかばから乾隆末期にかけて、再び大がかりな移民が行われる。一人あたりの耕地面積は15畝。 一人あたりの耕地面積は僅か2畝。38,338,000人、全国総人口の10%に達し、江蘇省に次ぐ二番目の人口の多い省となる。

という側面にも現われている。ところが、南宋の後半から、四川は長期にわたる戦争状態に置かれてしまい、江南地方に比べて、社会経済や文化面とも破壊されるはめになったのである。

蜀が攻略されてから、米の生産高が激減しただけではなく、人口も宋の孝宗淳熙2年（1175）の264万戸から元の19年（1282）の12万戸へと、急激に減ってしまった。元代に変わってから数十年たって、統治者が農業生産の復興・発展をはかるための措置を次第にとったにもかかわらず、一部の地域において経済がある程度回復または発展ぶりをみせたものの、総じて宋代の水準に回復するには至らなかったのである。

そして、元末には、全国規模の紅巾軍農民大蜂起がついに起こり、長江中・下流域で活動をつづけた。のちに、指導者の1人である明玉珍が蜂起軍を率いて蜀に入り、四川における元王朝の支配に大きな打撃を与えつつあった。至正23年（1363）、明玉珍が重慶で帝位につき、みずから「大夏」政権を打ち立てた。

2. 明・清期の四川と移民

明朝（1368-1644）ができた当初、全国がまだ完全に統一しておらず、洪武4年（1371）になると、明軍が蜀に入り、大夏政権を覆してはじめて、四川は正式に明王朝の管轄下に置かれた。

明王朝初期の6、70年の間は、政治が比較的公明正大な時期であった。それ以降は、汚職・賄賂などの悪習がはびこるようになり、これに加えて、四川における横暴な地方有力者・地主による土地の合併がよそより一段とひどくなった。そのため、明の中期から末期にかけて、大規模な農民蜂起が四川において後をたつことはなかった。そして、農民蜂起軍が明王朝とのたたかいを続けているうちに、李自成、張献忠をはじめとする2つの主力軍によって、明末の農民蜂起が活発に繰り広げられていった。ついに崇禎17年（1644）には、李自成本の農民軍が北京を攻略し、明王朝の暗黒な支配を覆した。

一方では、農民蜂起軍のもう一人のリーダーである張献忠が同じ年に再び蜀入りを決意し、そしてついに成都を西京として、大西政権をつくった。しかし、彼は2年後に戦死をとげた。張献忠の勢力のおよぶ範囲内においては、地主などによる武装勢力の反発への対策に精一杯で、農業生産の回復をはかろうとしなかった。そのため、農村の経済状況が悪化しつつあった。

明のはじめ頃には、封建的統治者が「移民墾荒」移民によって荒れ地を開墾させるなどといったような経済復興の一連の措置をとったため、社会生産力が急速に向上した。その期間、四川の農業・手工業生産も同様に逐次回復していった。とはいえ、全国的にみると、明代の社会経済の発達が非常にアンバランスであった。とりわけ明のなかばから後期にかけて、江蘇省・浙江省・福建省・広東省などにおいて、農業・手工業の経営方式が大きく変化し、商品経済がそれまでにない繁栄ぶりを呈し、資本主義の萌芽がすでにみられた。それに対して、四川の経済が大きな変貌をみせることなく、むしろ平穏に漸進するという状態にあり、両者の間にある程度の開きができてしまった。

さて、その間人口面にどのような動きがあったのか。元末から明のはじめにかけて、四川の人口が著しく減少した。その理由は元末の動乱と関連することは言うまでもないが、しかし、元の

至正23年（1363）、明玉珍の建国以後になると、四川においては、長期間にわたる大規模な戦争が別に起きなかった。つまり、元末の動乱が人口減少を引き起こした要因の1つに過ぎない。実際のところ、13世紀半ば頃から四川の人口が減りはじめ、明の洪武10年（1378）ころから、ようやく増えるようになったのである。そして、洪武14年（1381）、四川の人口が急速に増え、大規模な移民運動の結果である。

封建時代では、戸籍の自由な移動が認められないものである。しかし、例外が2つある。1つは戦乱などのため、人口を含む社会秩序に対する政権機構の統制がきかなくなった場合。つまり、主として戦乱を避けるためのものである。もう1つは移民による荒地の開墾であり、土地が広く人口の少ない地域への移住を朝廷側が奨励する場合。元末から明のはじめにかけて、四川では、2つの状況がともに発生した。そして、史料によれば、明の初頭に行われた大量の移民の多くが湖広から来たものであり、しかもその移住元のほとんどは湖北麻城孝感に集中していることが興味深い。

四川への大がかりな移民は当然のことながら、移住元が同じ地域とは限らないが、しかし、局部的には、ある特定の移住先における移民が同じところから来たというような事例は決して少なくはない。封建時代の小農たちにとって、長距離の移転は物理的・人的なさまざまな障害があり、並大抵のものではあるまい。したがって、人口の移動における地域的な結合が非常に大事なことであった。地縁で固まった人々が互いに助け合いながら同じ目的地へ向かうということは、1戸あたりの単独行動よりずっと実行可能であったことが容易に推測できる。その意味で、移民の本籍地の集中という事実から、地域的な結合が明代の移民過程にみられる重要な特徴であることが検証された。

元末の移民が戦乱の発生地域から身を守るため、より安全な地域へ、明の初頭では狭隘な土地からより広大な土地を求めての移動がみられ、いずれにせよ土地の占有と再開墾が時代を超えてかれらの共通した目標であった。これは人口移動の特徴の一つとも言えよう。しかも、人口の移動は生産手段をすべて失い、またはほとんど生産手段を持たない流民とはわけが違ふ。四川への移住者にも流民がいただろうが、その主体となるものは比較的経済的に恵まれた者であつたらしい。かれらが四川に入り、そこで「挿占」という方法で大量な土地を手にした。明のはじめ、四川にはたかさんの土地を入手した地主が大量に出現したと同時に多くの「佃戸」小作も生まれた。当時では、地主による「挿占為業」土地の占有および「租佃」小作関係の確立が、凋落した農村経済を回復させる手段の一つでもあった。移民によって他方では、数多くの「小自耕農」小自作農もみられた。要するに、数千万人という大規模な人口の四川への移動が、四川の人口増加と経済の発展に大いに役立ったのである。そのなかで、「客戸」移民が「土著」土着民を超えてしまった点は、明代における四川の社会構成の重要な特徴となった。

時代がさらに下り、清代（1616-1911）に入る。清王朝は農民戦争によって明朝政府が覆されたすきに、農民蜂起軍から勝利の果実を奪い取って確立した政権であるため、その初期から複雑な政治的矛盾を抱えていた。農民による全国範囲における清王朝への武装対抗が長期にわ

たつてつづいた。なかでも明末から清の初頭期の四川はほかの地域に比べて、社会秩序の不安定な状態がより長引いてしまったのである。清代のなかば頃に勃発した白蓮教蜂起は清王朝の前半期における最大規模の農民蜂起であり、その主要な参加者は四川・湖北・陝西の3省の境目に生活する「棚民」（破産した小農で、生活のため余儀なく方々を転々し、自力で生計をたてるが、暮らしが非常に不安定な人々）、各地の貧困な農民、失業した流民、および四川の咽喉子（四川民間における特殊な「游民」ルンペン組織）からなっており、戦いは9年続いた。

清代では、全国的に社会経済が急速な発達をとげ、雍正年間には、「攤丁入畝」として、伝統的な賦役制度が改革され、人口の増加を刺激し、農業の生産力は著しく向上し、都市・農村部をとわず商品経済がかなり活発化してきた。それに対して、四川では、清のはじめ、いち早く「攤丁入畝」を実施したものの、経済の回復期は康熙の末期までつづき、乾隆年間（1736-1796）にはようやく繁昌ぶりをみせはじめた。道光20年（1841）、四川の人口が全国総人口のほぼ10分の1に達しており、江蘇省に次ぐ第2位にのぼりつめた。

清代の初頭、長期にわたる動乱でもたらされた人口の激減は、もっとも深刻な社会危機であった。その対策として、清のはじめ、大規模な移民運動が再び起きた。順正10年、四川では、荒れ地の開墾が認められ、役所から役牛を貸してもらい、次第にその牛に値するものを返還させた。康熙・雍正期には、さらに具体策が講じられ、荒れ地の開墾とその永久的占有を決め、5年目から賦役を科すことなどが定められた。よそへ逃亡した四川出身者に対しても、「引照」と旅費を与え、本籍地へ戻ることを許可した。放浪者の四川復帰をはかると同時に、四川への移民をすすめた。湖北・陝西などの移民が持続的に四川へ流れ込み、大がかりな移住が康熙年間のなかばにはじまり、乾隆年間なかばまでつづいた。しかも、こうした移民は難民とは違い、その経済力も四川へ戻ってきた「土著」土着民より強かったことは間違いない。そして、乾隆前半では、持続的な移民と人口の自然増殖という2要素が併存していたが、後半から自然増殖が主な役割を果たすようになった。そして、前半の1戸あたりの人員数3人に至らなかったのが、乾隆末期に入ると、1戸あたりの人口が5人近くなった。「滋生人口永不加賦」人口が増加しても賦役を科さぬという隆盛を極めた清王朝の政策とは、直接の因果関係にあることは明らかである。

しかし、一方では、人口の急増にともなう今度は耕地面積の問題が表面化してくるようになった。乾隆31年、四川省における1人あたりの耕地面積は15畝、しかし、嘉慶末年になると、わずか2畝に減ってしまい、ここまでくると、広大な土地の割に人口が少ないという時代が過ぎたことを示している。それだけではなく、移民などによる人口の絶対的な増加に引替えて新たにもたらされた耕地面積の相対的減少が、すでに現実的なものとなった。したがって、四川省の過剰な人口の外への移動もはじまった。

総じてみれば、清のはじめ四川省への移民は主として湖広・陝西の両地から来ており、江西・広東および福建がこれに次ぐが、ほかの省や地域からの移民が非常に少ないといってもよい。この時期の移民は「客民」と称され、「土著」土着民と区別された。両者の間に権力争いを避けるため、次第にあとからきた移住者の移住先は「大分散、小集中」さまざまな地域に散在しながら

も、特定の地域に集中するというような先住民との住み分けが自然とできあがった。清朝前半期の移民の移住元の多様性から、異なる風俗もそのまま保たれながら、次第に融合していった。しかし、「土著」土着民と「客民」とは相対的な概念で、移住して若干の年数がたてば、移住者も土着になりうる。つまり、清朝期の移民に対して、それ以前によそから移住してきて、定住した者はその意味で「土著」土着民と見なしても差し支えなからう。

清王朝の主な農業対策は移民による荒地開墾であり、四川への移動をすすめ、開墾者の土地所有権を認め、3、5年後に賦役を科す。しかし、「土著」土着民と移民双方の利益を気を配らなければならない。よそへ逃げた土着民たちが戻ってきたら、その所有していた土地を返還しなければならない。主のない荒地地なら、数の制限なしに誰でも「挿占」自分のものにすることができる。明末から清の初頭にかけて、長年の社会動乱をへた四川では、生産者の多くは土地から離れてしまった。そこで、経済の復興をはかる移民が頼りとなったが、よそからの移住者にせよ、故郷へ戻った「土著」土着民にせよ、その土地との結合の過程は土地に対する再分配のプロセスでもある。広大な土地の割に人口が少なかった時期には、「自耕農」自作農が生じた一方、「租佃」土地の小作関係も生まれ、地主、自作農および「佃農」小作が農村の主な階層を成しており、土地の合併がそれほど進まず、こうした自作農にとって非常に有利であった。しかし、「一紙執照之内、跨山逾嶺、常数十里」。移住してきた地主がもつ1枚の契約書に記されたその所有土地は、山々をこえ、時にはその範囲が数10キロにも及ぶことがあるという。そこで、多くの土地を持った地主は外省からの「客民」移住者と契約をむすび、耕してもらう。しかし、この「客民」が自力できない場合、さらにまた誰かに土地をまた貸しもできる。土地を7、8回また貸しする例も決して珍しくない。このような土地の所有及びその小作関係は、移民の開墾のなかで形成されたもので、清の初頭における四川の土地小作関係にみる共通した特徴でもある。土地の所有権は地主のものだが、「佃戸」小作がその土地に対する相対的な支配は、「永佃権」永久小作権、或いは「転租権」また貸し権の形で現われるが、前者は四川ではあまり見かけず、後者は通常な現象である。

[注]

- (1)ここでは、主に蒙默等著『四川古代史稿』の第5章 宋・元時代の四川、第6章 明代の四川、および第7章 清代の四川 (P232-495) を参照した。四川人民出版社 1988。
- (2)顧炎武『日知録』卷31の「四川」には、「唐時劍南一道止分東、西兩川而已、至宋則為益州路、梓州路、利州路、夔州路、謂之川陝四路、後遂省名為四川。」と書いてある。唐代には、劍南一道には、東と西にしか分かれていなかった。だが、宋代に入ると、益州路、梓州路、利州路、夔州路となり、これを「川陝四路」と呼ばれるが、のちに四川と省略された。これは四川省の由来である。四川省東部に位置する重慶が、当時夔州路の管轄下に置かれていた。

三、隆姓の移住史

豊都県の東南部は石柱土家族自治県、南は彭水苗族土家族自治県と接しているが、県内は漢人社会である。その圧倒的多数はよそからの移民であり、とくに楊、張、秦、陳、譚、余、王、彭、李などの姓氏が多い。民国期における県の統計によると、621の姓氏（仕事の関係で一時的に豊都県滞在の者も含む）があった。これらの姓氏はそれぞれ血縁関係により、「宗祠」祠堂を一つまたはいくつか持っており、県城には楊、郎、王、張、李などの姓氏の宗祠が存在していた⁽¹⁾。

一般的に四川省の漢人社会には土着民が少なく、ほとんどが「湖廣填四川」による移民からなっていると言われる。歴史上たび重なる農民蜂起、大飢饉などのため、土着民はほぼ全滅してしまった。そのため、明の初頭から清にかけて、朝廷の勅命をうけて数度にわたる大規模な移民が行なわれ続けてきた。

明末から清の初頭にかけて、28年にわたる（1644-1664/1673-1680）戦乱のせいで、四川省の社会的生産が破滅的な破壊を受け、土地の荒廃と人口の激減をもたらした。康熙元年（1662）、四川省の巡視に派遣された佟彩鳳が「川省初定、土満人稀。」四川省がようやく安定したばかりで、耕地が多いのに人口が非常に少ないと記した。この状況は康熙10年（1672）以降も依然としてつづき、「有可耕之田、而無耕田之民。」耕す田があるのに、耕す民がいない。明の万暦年間（1573-1620）に開墾された耕地が13余万アールであったのが、順治18年（1661）になると、わずか10,000アールしか残らなくなり、明代の10分の1にも満たない⁽²⁾。このような「土満人稀」の状況が雍正6年（1728）までつづき、清朝政府は「毎戸酌給水田30畝、或早田50畝」1戸あたり水田30畝、あるいは畑50畝を与える」という優遇をとることで、「各省入川民人」各省から四川への移民を実施しつづけた。

豊都県の移民史もご多分にもれず、このような時代背景のもとで行われたものと見受けられる。県内に移住してきたのは、清乾隆元年（1662）の者が圧倒的に多かった⁽³⁾。また、移住者たちが豊都県で定住するまでの長い道程は、宗族によって多様性が見られるにしても、その故郷がいずれも湖北麻城孝感に集中していることが興味深い。朝廷による移民政策の意向が大いにかかわったに違いなからうが、確かに目をひく1つの現象である。

「各省からの僑民は、当初、通婚も同郷人とのみ行ない、習俗を同化させることはなかなかしない。……移民は多く同郷を頼って入川してくることを思えば、特定の県の出身者が多いということもあながち不思議ではないが、それにしても、湖北麻城出身を称する数の多さは異常とはいえず、地方志の編纂者も大きな疑問を呈している。そこで考えられていることは、元末、四川に大夏政権を樹立した明玉珍の出身が湖北随州であり、孝感に近かった。明玉珍とともに入川してきた湖北人の勢力が強かったため、土民も他民もその戸籍を冒称して庇護を求めたというのである。要するに湖北麻城の出資といえ、手蔓を得られ、四川では羽振りをかきせられたのであろう⁽⁴⁾。

その移動は朝廷による強制的な移民が目立つが、史料によると、自主的なものもあった。『中国歴史大事記』には、こんな記載がある。

「清乾隆25年（1760年）庚辰 周人驥請禁各省流寓人民入川，高宗不准，並謂：承平日久，生齒繁多，在本籍難以維持生計之人口，移民別地，乃情理之常。又謂：古北口外，內地民人前往耕種者達10万戸⁽⁵⁾。」つまり、清乾隆25年、周人驥が各省からの四川への移民を禁止するよう高宗に求めたが、高宗はそれを許可しなかった。高宗が言うには、長い間平和の日が続いたため、人口が増えて、本籍で生計を維持できなくなった人々が他の地方へ移民することは、人情である。また次のように語った。古北口の外側の地域において、内地からの移民の数がすでに10万戸に達したという。

1. 県志・族譜・経単簿・碑文などにみる移住史

村人に移住の理由を聞くと、あれは自分たちの祖先が自主的にやってきたのではなく、朝廷にむりやりに連れられてきたものだという認識が一般的のようだ。彼らが言うには、われわれ「四川人」四川省出身のものはよく両手を背中に回して歩く。これは昔、両手を後ろにくくられて余儀なく連れてこられた名残だという。また、身体はどこかには（どこなのか私は記憶していない）その事実を証明できるあざが残っているともいう。だが、後ろ手にしながら歩くという姿勢は何も四川だけのものではない。この説はいかにもこじつけのようにも聞こえる。しかし、大規模な「湖廣填四川」から数百年もたった今日でも、自分たちの身体にその縛られた時のあざが残っていると切り切るかれらは、強制的にせよ、自主的にせよ、やはり移住を決断させられた重大な要因があり、数百年も前の出来事があまりにも強烈なものであったに違いない。それがまた言い伝えにより、その子孫の脳裏にもすっかり焼きついているようだ。

県档案馆に所蔵されている各姓氏の族譜には、それぞれの移住過程の概略が記載されている。元代には楊姓の祖先が湖北麻城からきた。『余氏族譜』には、元末に紅巾軍が蜂起したため、余氏の祖先が湖北麻城県から豊都県に移住するようになった。『廖氏族譜』の記載では、明洪武2年（1369）には、廖氏の23世祖が勅命を受け、湖北麻城県から豊都に定住した。馮家垵村に住む隆姓の先祖も、この廖姓と同じ年に豊都県に移住したことが族譜でわかった⁽⁶⁾が、これは単なる偶然とはとても思えない。おそらく朝廷の意志による組織的な移民は、豊都県においては、明のはじめから清の初頭にかけて、何度かに分けて進められたのではないかと推測できよう。

さらに、『劉氏族譜』には、劉氏の祖籍が湖北麻城県にあり、明末の農民蜂起後、豊都に定住するようになったと記してある。『張氏族譜』によれば、祖籍は湖北麻城県にあり、元から明にかけて楚より蜀へ遷移したが、そのうちの一支が豊都張家坪にきて、定住したそうだ。河面郷李杜詩が書きあげた『李氏族譜』には、李氏の祖籍は湖北麻城孝感にあり、清の初期に四川省へ移転し、まずは石柱に着いたが、のちに豊都麦地湾に定住した。定住した世代から数えてすでに13世代があげられるという。

民国期の『鄆都県志』の記載によれば、清康熙元年（1662）に外省から豊都県へ移民した者には、湖北・湖南、江西、福建などがあるが、中でも湖北麻城孝感の出身者がもっとも多かったと書いてある。わたしが馮家垵村で各姓の村人にその移住の経緯を聞き書きしたが、やはり全部が湖北麻城孝感からきたものだと言われたいという。

そのなかで、隆姓はどのような移住の道程をたどってきたのかということについて、具体例をあげて分析したい。

以上の系譜図は、馮家埧村3組に在住する隆姓の世代深度を示したものであり、南陽堂置『豊陵大田埧隆氏家譜』、『隆氏族譜』（手抄本）、『隆家経単簿』清同治12年（1874）と『隆家経単簿』民国8年（1919）などの資料をもとに、隆姓の親族関係を再現してみた。

華巖村に住む隆光明の家に保存されている族譜は手書きのごく簡単な族譜だが、湖廣から四川にやってきた隆氏の移住時期を知るうえで非常に貴重な手がかりとなった。隆光明は、馮家埧村における隆氏の第18世祖澤榮（字朝選）の弟三房澤貴（字朝陞）の玄孫にあたる。その族譜の冒頭部分を見てみよう（文中の句読点は筆者が打った）。

「……即如吾門苗裔，出自帝昊開国者，已在唐虞之世。慨自周宋以後，世遠年湮遯難追矣。迨至明時，故土係居三楚小邑本郡麻城。甲申兵变，不甚東逃西散之苦。洪武貳年，各奔西蜀川東川北之。分玄一長房寓居巴邑，玄二次房居住豐都，玄三房落葉仁壽。房総三分，天各一方，而木本水源尤宜考究。時序遙遷，歲月易逝。閱歷明末永曆万曆之時，幸過才士，偶逢騷人高宗師，更改姓字。原係龍姓。夫龍者，乃蛟龍變化之龍。宗師謂其有犯聖諱，爰筆而親之曰隆。夫隆者，乃隆盛之隆，冀其子孫奕祀有綿遠隆盛之象，而無衰敗之体者也。此三代之時，移姓更変，非清時之謂也。……」

われらは帝の開国期に出自し、唐虞の世にすでに存在した。しかし、惜しいことに周宋（后周・北宋？）以後には、もはや系譜関係がはっきりしなくなった。そして、明代には、三楚の小さな県本郡麻城に居住していた。ところが、甲申の戦争のため、みなあちこちへ逃げ散ってしまった。ついに洪武2年になると、それぞれ西蜀の川東・川北へと遷移するようになった。長房玄一が巴邑、次房玄二が豊都、三房玄三が仁寿に根をおろした。この三房はめいめいの土地に居を構えているものの、木本水源のたとえのごとくさかのほれば、同じく祖先にたどり着くものである。しかしながら、歲月のたつのがまことに速い。明末永曆（？）万曆（1573-1620）年間には、詩人で、有識者である高宗師に偶然に出会い、姓を変更してもらった。もともとは龍姓であった。そもそも龍とは洪水を起こすものだ。宗師が言うには、この龍では皇帝の諱を犯すことにもなりかねないので、みずから筆をとって隆に改めた。隆は隆盛をもたらすという意味で、子孫が代々絶えることなく繁栄してゆくことを期している。

現在見つけた隆氏の族譜のうち、「湖廣填四川」のため、豊都県に移住した隆氏の始遷祖の移住時期、移住の理由をはじめ、移住当初の様子および龍姓から同音異字の隆姓へ変更した理由などを記載しているのは、この手書きのみである。

2. 移住当初の隆姓及びその郎溪・大田埧への移動

漢人社会の場合、同じ宗族ならば、名前をつけるに際して、同じ世代の者同士が「輩名」を共有することで、どこにしようと、親族におけるお互いの世代ランク、上下親疎が一目瞭然である。四川省ではこの輩名を「字派」という。たいがい五言詩か七言詩、または四言詩の形式となっており、韻をふんでいるゆえ、誰でも簡単に誦ずることができる。しかし、馮家埧村では、その輩

名を表記する文字については、同音語の区別にさほどこだわらぬようで、多くの村民は口ですらすら言ってもその文字を正確に書けない⁽⁷⁾。おそらく輩名詩を考えた人は、読み書きのできぬ宗族の成員にも、各世代を示すそれを覚えさせるために凝らした工夫であろう。

三元区龍洞湾に住む隆長倫氏（元豊都県長）にうかがったところ、彼らの「字派」輩行名は以下の通りである。「時賡於徳，正大光明。福澤長遠，応運維新。文安武定，治順化賢。天斉顕汝，世際時清。」どの宗族にも世代ランクの上下関係によって、尊卑・遠近・親疎などといった相互関係が決まり、世代間の混乱を免れるため、それぞれの輩行を示す文字の重複は本来ならなるべく避けるのである。しかし、32文字の四言詩としてまとめられたこの輩行名は、なぜか「時」という文字を重複させてしまった。単なる単純な間違いであろうか。

龍洞湾居住の隆姓の輩行名をメモした同氏のノートには、隆姓の別な房の輩行名が記されている。「時賡於徳，正大光明。君澤顕廷，登啓宇文。興守維忠。」この輩行名はわずか20文字の四言詩となっており、中途半端な気もする。しかし、冒頭部分には、1663年、隆時功が湖北麻城より豊都にやってきた当時、県内の人口が400人であったと記録されている。この房におけるいわば伝説の始遷祖隆時功は、馮家埧村居住の隆姓の13世代の祖先隆時泰及びその弟時通と同じく輩行名をもち、おそらく同世代の者であったと推測できよう。もっとも、馮家埧の隆姓の輩行名は「時賡於徳澤，仕正大光明。……」と五言詩のようになっており、少々食い違いがあるとはいえ、輩行名の一致という点からみて、少なくとも隆時功が豊都へ移住してきた1660年代までは、現在龍洞湾居住の隆長倫の属する房、隆時功の属する房及び馮家埧居住の隆姓は同じ家族にあったことは間違いなからう。ただし、その時分は、馮家埧の隆姓の13世代の祖先隆時泰はまだ朗溪に住んでいたであろう。

現在言い伝えられているこれらの隆姓の輩行名は多少の違いこそあれ、たいがい「時賡於徳澤，仕正大光明。」からはじまっている。ところが、見つかった手書きの族譜の記録によると、隆姓は明洪武2年（1369）、戦乱を避けるため、3人兄弟が湖廣から四川にやってきたという。3人とも四川省東部に落ち着くことになったが、豊都県に来たのはそのうちの玄二であった。それ故、彼が豊都県に移住した隆姓の始遷祖となったわけだ。いま現存する族譜や経単簿の記録によれば、四川に定住するようになってからの輩行名は、馮家埧在住の隆姓の場合は13代目から数えることになり、そして目下のところすでに24世代まで続いている。始遷祖を同じくする大田埧など県内における他の村落に居住している隆姓には、早くも26、7世代まで下る者もいるにもかかわらず、輩行名からみれば、せいぜい14、5字の「世守維忠孝」までしか綴らないでいる。ここで疑問を感じたのは、豊都へ移住した13代目までの12世代には、いわゆる輩行名という命名法が使用されていたのだろうか。馮家埧村3組隆家の「世系図」系譜図をみると、2代目が以、3代目が子、5代目が永、6代目が天、7代目が伯、8代目が日、9代目が大、11代目が国と、輩行名が用いられていることは一目瞭然だ。ただし、4代目、10代目及び12代目のはおそらく字または号のどちらかであろう。

一方、村人の言い伝えによると、せいぜい朗溪の始祖12代目の宗友公とその兄弟金甲公までの

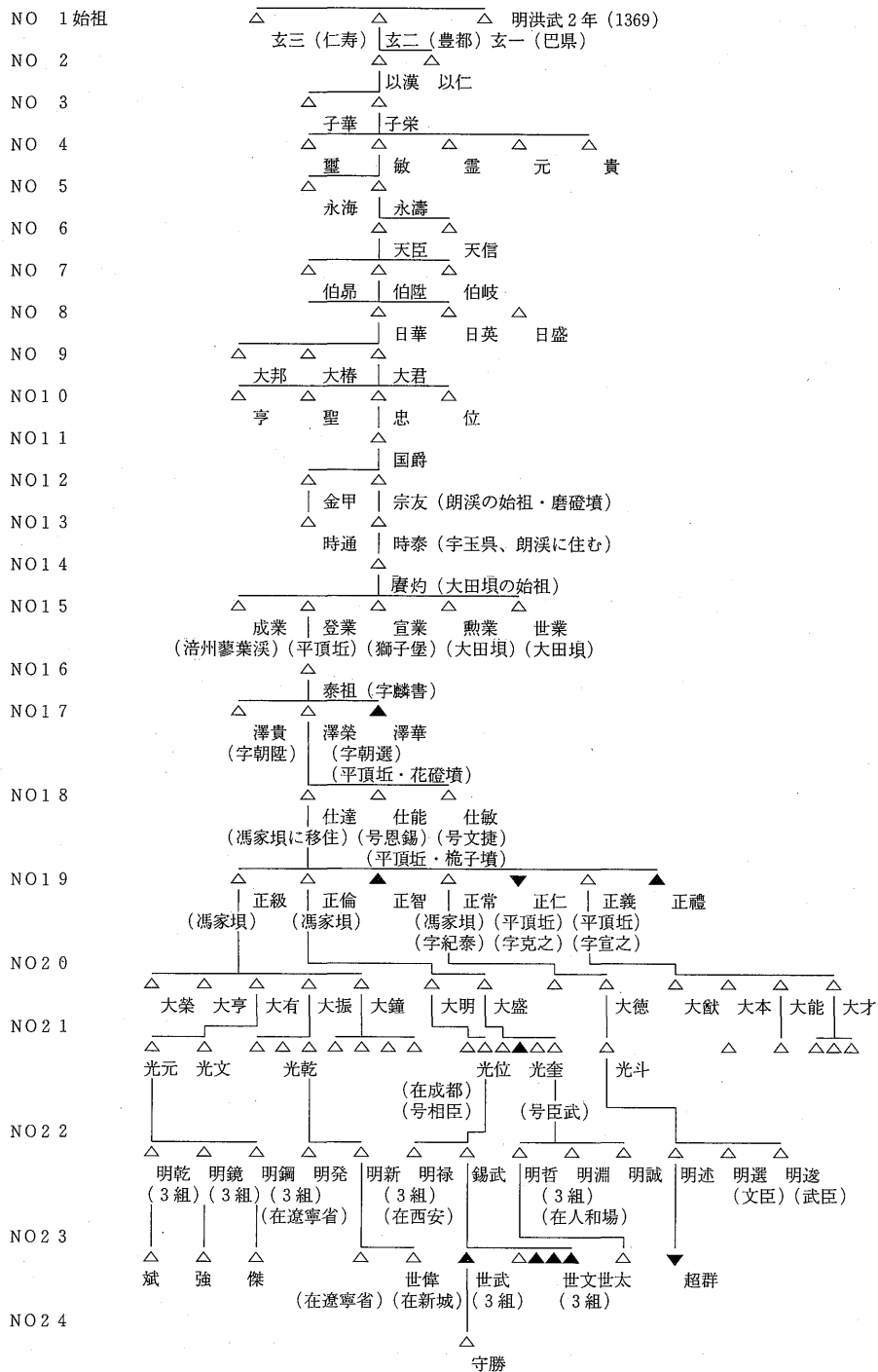


図2. 隆姓族譜

記憶しさがさかのぼることができない。この宗友公の墓が朗溪にあり、磨磴墳と呼ばれる。この地方では、新天地を開発し、そこで定住するようになった房の始祖の墓地を磨磴墳という。磨磴とは、墓印としての自然石のことかと思われる。宗友公の息子13代目の時泰とその兄弟時通も同じ朗溪に居住し、死後そこに葬られた。おそらく湖廣からはるばる豊都に移住してきた玄二の子孫は、ずっと適宜な移住先を探りながら県内を転々としたのではないかと想像できる。そして、11世代にわたって先人たちの並々ならぬ努力により、12代目の宗友公のときになるとようやくその移住先の模索が一段落し、相対的な安定期に入った頃であろう。

民国期、大田垣で行われた「清明会」のおりも、やはり朗溪にある磨磴墳を参ったそうだ⁽⁸⁾。なぜ相対的な安定期というのか。隆姓の系譜図をみてわかるように、その後も子孫の繁栄のため、数世代ごとにたえず移動を繰り返している。12代目の宗友は朗溪に移動した始祖で、その孫にあたる14代目の賡灼が朗溪から大田垣に移動、のちの大田垣に居住する隆姓の始祖となった。そして、長男世業と次男勲業が大田垣に残ったが、三男宣業以下はいずれもよそへさらに移住していった。三男は同心獅子堡へ、四男登業は華巖平頂丘へ、五男成業は豊都をあとにし、涪州蓼葉溪へ移動することになった。湖廣から四川へ移住した明洪武2年(1369)から数えると、ちょうど15世代目のこの四男登業の房はいま馮家垣村3組居住の隆姓にとって、分枝の始祖になるわけである。ここではかの隆姓の房はともかく、馮家垣村3組居住の隆姓の直系先祖のみについて、もう少し分析を試みよう。

登業の孫17代目澤榮(字は朝選)とその兄弟澤貴(字は朝陞)までずっと華巖平頂丘にとどまり、2人とも官につき、たいそう立派な墓を建てられた。墓地の形・墓石に彫り刻まれた模様から、朝選公のは樗子墳、朝陞公は花磴墳と現在でも村人がそう呼ぶ。平頂丘に居を移したこの房には宗祠こそ建てなかったが、毎年清明会に際して、朝選公の大きな墓の前の空き地で祖先祭祀をしたという。そして、朝選公の4男18代目仕達がついに馮家垣へ移住し、馮家垣の隆姓の分枝の始祖となる。馮家垣上院子の隆姓の墓地のなかで、もっとも立派な墓はこの仕達公のものだ。仕達には7人息子がいたが、上の3人が平頂丘にとどまり、下の4人が馮家垣に葬られた。いま馮家垣3組に在住しているのは、19世代の6男正倫と7男正級の子孫である。ここで人的移動が終わったわけでは決してなく、さらに続いていく。詳しくは「5. 馮家垣への定住」をみよう。

要するに、湖廣から移住先を追い求めて、四川へやってきた隆姓の3人兄弟が移住当初から巴県(重慶市の近郊)、豊都、仁寿(四川西部)へと散っていった。そのうち、豊都に移住した玄二の房の12世代の子孫宗友がついに朗溪に居を構えることになる。そこから、いまの行政区画でいえば、鎮江郷大田垣→同心郷山頂村獅子堡→人和郷華巖村平頂丘→涪陵蓼葉溪→名山鎮馮家垣村馮家垣など、県内を中心に、さらに隣接の涪陵へと分節し、2, 3世代ごとに移動を繰り返していく。石嶺鄉安隆橋村や名山鎮新堤村の隆姓については、つぎの節に譲りたい。しかし、重要な問題点が残っている。

1. 豊都県における隆姓の主な居住・移動分布図を示したのは図1である。四川への始遷祖から12世代に至る間、いったいどのようなルートを経て朗溪までたどりついたのであるかという点に

関しては、族譜などの資料が乏しく、知るすべもないのが現状である。それから、朗溪→大田垣→獅子堡→平頂坵→涪陵蓼葉溪→馮家垣という隆姓の人的移動は何をつてに行われたのか。金でものを言わせたのか、宗族の結集力によるか、それとも婚姻関係がきっかけとなったのかについても、いまだにわからないままである。

2. そして、金盤郷龍洞湾村龍洞湾、三元郷灘山垣村、理明郷晒谷垣村興隆湾、紅星郷隆家溝村隆家溝など県内ほかの村落に住む隆姓とは、輩行名の一致、民間の言い伝えなどからみると、四川への始遷祖を同じくすることはほぼ間違いなからう。ただし、どの時期にどのようなルートでどのように移住したのかははっきりしない。他方では、三元郷隆長倫の属する房は1663年、湖廣から移住してきた隆時功という人物が始遷祖とされるが、朗溪の隆姓と何らかの形でつながっていたに違いない。ただ、これまでの不十分な資料では、その系譜関係を追及することは無理かもしれない。

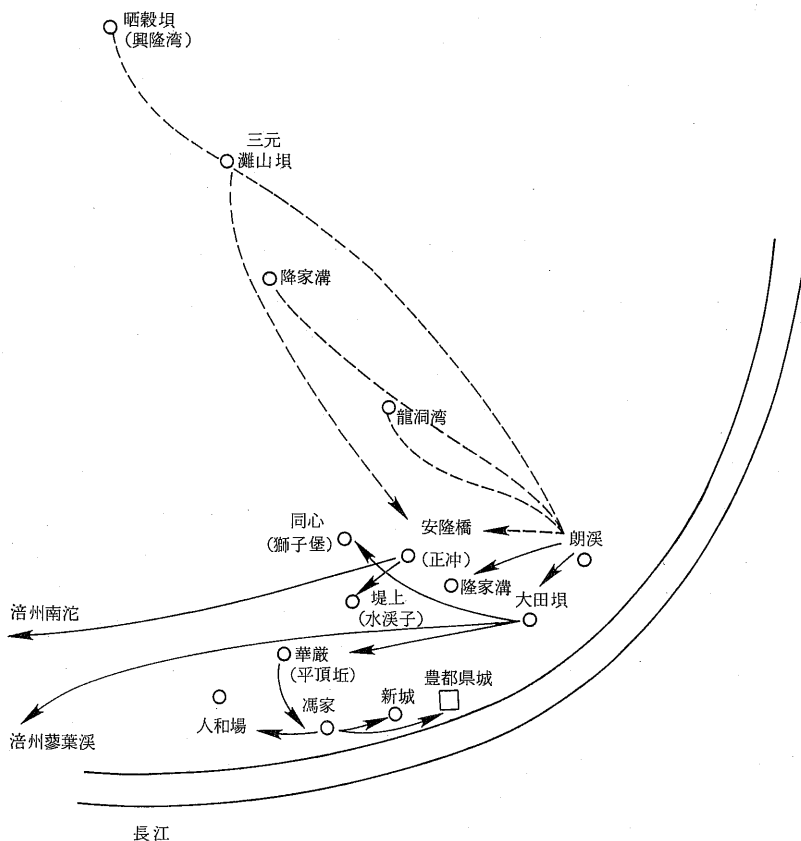


図3. 豊都県における隆姓の主な居住・移動分布図
(虚線は移住年代及び移住ルートがさだかではない場合を示す)

3. 豊都県の東部は石柱土家族自治県、東南部は彭水苗族・土家族自治県と接する。彭水のさらに東部・東南部には黔江土家族苗族自治県および酉陽・秀山土家族・苗族自治県がある。これらのうち、石柱・黔江・酉陽・秀山は湖北省との境目に位置している。豊都県を取り囲む周囲の環境を考慮すれば、隆姓リネージをはじめとする湖廣から移民してきた人々と首族との関係にも、留意する必要があるように思われる。

ほかに、皇帝の忌みにより、「龍」から「隆」に改姓させられたという記載も興味深い。というのは、早期の苗族は明代まで「有名無姓」の状態がつづき、明万暦年間（1573-1620）に一部の苗族居住地域においてはじめて呉、龍などの姓氏が使用されるようになった。なかでも、四川の東部に接する「湘西」湖南省西部には呉、龍、石、麻、廖という五大姓氏がもっとも数多く、龍姓の一部は隆姓から改姓されたもので、「小龍」と呼ばれる。もともと龍姓ならば「大龍」と呼ばれて、この「大龍」と「小龍」との間は通婚できる。「同姓不同宗」で、「共祖」同じ祖先を持っていないからであろう⁽⁹⁾。明末清初、政府による「湖廣填四川」という移民奨励政策によって、苗族を含む少数民族と漢族との間に、どのような同化、融合、相互的影響があったのだろうか。

3. 安隆橋の橋普請

さて、鎮江郷安隆橋村に居住する隆姓の移住史をみることにしよう。

安隆橋村は豊都県域の北に位置し、徒歩では約1時間半かかる。世帯数191戸のうち、隆姓が半数以上の150戸を占めている。隆姓のほか、朱、李などの姓があるが、現在のところ村の党支部書記は隆姓だが、村長は朱姓である。解放前のこの村では、隆姓のほか、李姓の勢力が割合強く、甲長・保長などは異なる姓氏のバランスがとれるように、順繰りにつとめた。解放後は、朱姓が隆姓に次ぐ二番目に強い姓氏となったようだ。戸数上、隆姓が圧倒的な優勢にたつにもかかわらず、村レベルの幹部の座をすべて隆姓の者が占めるわけにはいかないらしい。

県政府に勤務する安隆橋出身の隆文平氏から、隆姓の移住史⁽¹⁰⁾を伺った。安隆橋の隆姓には、民国15年（1926）、清朝廩生⁽¹¹⁾であった隆正笏が編纂した『隆氏族譜』（上下冊）がある。言い伝えによると、明洪武2年（1369）、隆姓の2人兄弟が湖廣からやってきて、当時は忠県 hua 家 fu（ここで、不明な漢字をローマ字で発音を示した）にいた。その頃は貧乏だったので、力仕事で生計をたてていた。のちに豊都県の朗溪に住み、さらに忠県 pa 山に移り、三元郷灘山坳、安隆橋に定住する前は豊都東部の隣接県石柱に居住していた。しかし、そこは長江南岸の山間地帯であり、住み心地が良くなかった。そこで、適宜な移住先を占ってもらい、結局康熙年間（1662-1723）に豊都県安隆橋に定住するようになった。

ところが、石柱から再び豊都県に戻り、安隆橋に居を構えようとしたおり、すでに安隆橋には「先住民」である別の隆姓リネージがいた。もっとも、石柱からやってきた隆姓はもともと隆姓ではなく、龍姓であった。先住民の隆姓に対して、新来者の彼らは「低3輩」3世代ほど下位世代として扱われ、そこに定住するようになったのには、さぞかし長い道程であったろう。

清道光16年（1837）、隆姓の者を中心に、安隆橋の工事建設のための募金を行い、立派な橋を

かけることができた。当時、「監生」⁽¹²⁾である隆萬善が書いた碑文が今でも橋のそくそばにある碑亭に刻まれている。その概要は以下の通りである。

「われわれの故郷は北は王家場，社壇，南は皇城へ通る交通の要所に位置する。2つの山がそびえたっており，その谷間を川が流れてゆく。春から夏の季節の変わり目になるたびに，川が増水し，古い橋がすっかり流されてしまい，人々は川を渡ることができず困り果てている。亡き父が存命中，この橋の再建を幾度も計画したが，その願いがついに叶わなかった。昨年の冬，予は親族・姻戚・隣近所の衆と相談し，塵も積もれば山となるという思いで募金簿をこしらえ，広く募金を呼かけたにもかかわらず，手にした額は僅か数10余千文に止まった。ああ，これだけではどうにもならんと，川に臨み何度嘆いたことであろう。そこで，兄弟が母上に事の経緯を報告した。母上が申すには，みなのお役にたてるなら財産を惜しむことなんぞあるまい。橋普請のためならば，喜んで寄付させてもらおうではないか。汝らそれを為し遂げたまえ。母上の了解を得てさっそく工事に取りかかり，春から夏にかけて，六カ月にわたりついに橋の建設を完成させた。それ以後，洪水が起きようと橋はびくともせず，舟の便もよくなった。兎にも角にも橋ができたため，人々は自由に往来できるようになった。ゆえにここにて橋普請の由を記して，並びに寄付者一同の名前を石に刻ませて頂きたく，申し上げる次第である。」

この橋は「単孔石拱橋」アーチ型の石橋で，長さ約10数メートル，幅3メートル。文化大革命の動乱期までは，橋の両側に石の手すりもあり，橋の表面に龍や鳳凰などの模様が彫り刻まれた大変立派な石橋であった。石の手すりやきれいな模様などが取り壊されてしまったにもかかわらず，往年の面影がまだ残っている。橋の近くに建てられた高さ約2.5メートルの碑亭には，安隆橋という文字が大きく刻まれており，周囲を人物や龍などのめでたい模様が描かれている。6角形の石碑に，どの方向からも見えるように，橋普請の顛末を記した碑文がぎっしりと連ねられている。寄付者とその寄付された金額まで全部載っている。

この碑文をもとに，表6のごとく，安隆橋工事のための寄付金内訳表を作成した。この表に出ている寄付者は計125名。そのうち，隆姓が57名，半数近くを占めているが，金額のほうが寄付金全額の96.8%を占めている。さらに，隆姓の主な寄付者の系譜図を図4で示した。募金を募るために「会首」世話役が必要だが，その役にあたった者も隆姓であった。表にわずか1世帯しかない姓氏には，臨時的にきた石大工が多かった。ここでひとまず2世帯以上の寄付者を，当時この村に居住していた者とするが，計57世帯で，隆姓の世帯数とほぼ同数だ。つまり，隆姓以外の姓氏は世帯数こそ村の半分を占めていたにもかかわらず，かれらからの寄付は実際のところ，取るに足らぬものに過ぎなかった。碑文には，世話役，一般人，「隆門」，「郷約」，石大工，隆冉氏同男の順で，寄付者の名前を並べている。ここで言う一般人には，隆姓をはじめ，ほかの姓氏も混ざっている。「隆門」には，楊安泰，秦先灝，隆萬興，隆元徳の4名が挙げられたが，おそらく楊と秦は隆姓の姻戚ではなかろうか。「郷約」は旧時，村内の公務を司った保長・村長のような人物であり，橋普請のような地域社会の公共事業にはこれらの人々の協力が必要である。ここで注目すべきなのは，碑文の最後に掲げられた隆冉氏「同男」とその父系親族一同による寄付で

表6. 安隆橋工事建設のための寄付金内訳

単位：世帯/文

姓 氏	戸数 (%)	金額 (%)
隆／その他の姓氏	125	536,380
隆	57 (45.6)	518,980 (96.8)
隆冉氏「同男」一同	6 (4.8)	180,000 (89.5)
その他の姓氏	68 (54.4)	17,400 (3.2)
李	12	
何	9	
秦	7	
曾	6	
陳	6	
楊	6	
譚	5	
董	4	
冉	2	
郎	1	
謝	1	
覃	1	
朱	1	
孫	1	
雷	1	
高	1	
梁	1	
江	1	
文	1	
王	1	

注：ここで取り上げられた寄付者は、いずれも父系親族を代表する一家の主である。隆冉氏、隆楊氏、李余氏、秦唐氏のように、配偶者が亡くなり、家を継ぐべき男の子がまだ幼いか、または不在であろうと推測される場合は、当然彼女たちの稼ぎ先の姓氏として勘定した。

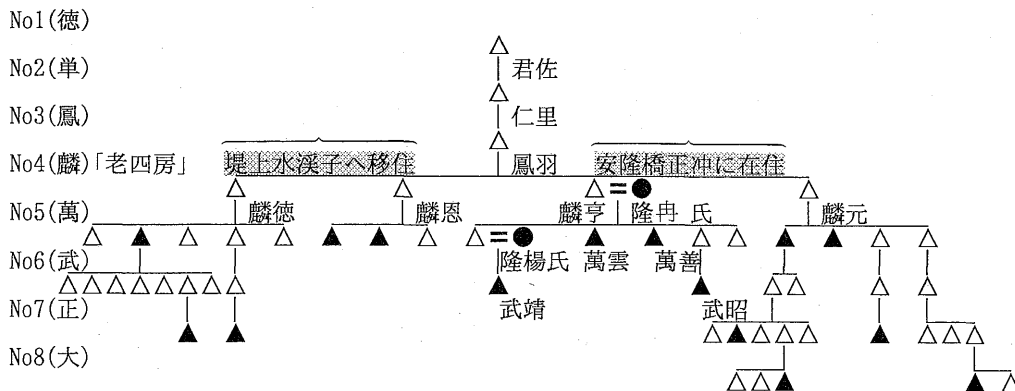


図4. 安隆橋工事に際する隆姓の主な寄付者 (●と▲は寄付者を示すものとする)

ある。計480,000文、全額の89.5%となっている。

地元に住居する隆姓の言い伝えによると、この橋がようやく完成し、橋の題名をそろそろ入れようとした時に、思わぬ一悶着が起きたという。橋の名前は安 long 橋（龍と隆は同音異字で、両方とも long と発音する）と決まったが、肝心な真中の1文字は隆と龍のどちらにするかで決まりかねた。あげくの果て、県まで訴えて、仲裁をしてもらった。結局、龍もよいが、それより勢いが盛んなことを意味する隆盛の隆に軍配があがり、橋は安隆橋に決まったのみならず、もともと龍姓リネージの者までそれ以後悉く隆姓に改姓したのである。そのため、碑文を見るかぎり、龍姓が1つも見当らず、全部隆姓となっている。のちにこの村は橋にちなんで安隆橋村と呼ばれるようになった。清代道光16年（1837）の出来事であった。龍姓が石柱からこの地に移り住むようになって174年目にあたる。新来者の龍姓が安隆橋に移住し、農業だけでなく、商売でかせいだ金でどんどん田畑を入手する一方、子弟を読書に励ませ官についたりすることで、すっかりと勢力を伸ばしてゆき、定住するようになった頃でもあろう。そこで村で強力な経済力をもつ龍姓の者は、さらに地域リネージへの発展をはかるきっかけをつかむのに、みずから筆頭として橋の建設に乗り出したのではなかろうか。先住民の隆姓とのいさかいを端的に現わした事件である。

ところが、当時橋普請の寄付者の隆姓のなかには、朗溪から安隆橋へ分節した隆姓と、石柱から安隆橋へ移住してきた隆姓が、それぞれどれだけいたのだろうか。碑文にはもちろん、そんなことは一切触れていない。そこで、隆正笏が民国15年（1926）、安隆橋ができた87年後に編纂した『隆氏族譜』を頼りに、確認作業をした。この族譜は康熙年間（1662-1723）、石柱から安隆橋に移住してきた隆姓リネージの移住後の様子を中心に書かれた。安隆橋への始遷祖君佐公から数え、その輩行名は「徳単鳳麟萬、武正大啓。」の9字のみ。隆正笏が族譜の編纂に着手したころは、すでに始遷祖から10世代つづき、それまでの輩行名では間に合わなくなった。そこで彼は新たに91字をつけ加え、100文字の五言詩のような韻文に仕上げた。彼の考えでは、1字は1世代、20年を1世代とし、計100字の輩行名があれば、しめて2000年くらいは心配がないだろうということである。

寄付者一覧をみると、隆冉氏「同男」とその父系親族が一目をおかれる存在だということが明らかである。ちょっと引用させてもらおう。「2房：孫 隆武靖 武昭 武奇、3房：監生 隆萬善、4房：隆萬雲、5房：隆楊氏」この6名だけで計480,000文を寄付した。系譜関係が不明の者が何人かいるが、ここで安隆橋工事に際する隆姓の主な寄付者を図で示した。ここで孫というのは、あくまでも隆冉氏という老夫人に対してだ。この親族関係に関する貴重な記述から、隆姓リネージにおける隆冉氏の亡き夫は「麟」字の世代であることが確認された。「萬」字世代は彼女より1つ下位の世代で、5房の隆楊氏の夫も「萬」字世代である。

思うには、安隆橋を建てる目的の1つは、石柱からきた隆姓リネージの力の誇示にある。この図でよくわかるように、橋普請のための費用の大部分は、「麟」字世代の2房の子孫が負担している。「麟」字世代の4人息子は「老4房」とよばれ、橋普請のころ、「長房」長男麟元と「次房」次男麟亨はそのまま安隆橋正沖に居住しているが、「3房」3男と「4房」4男はすでにほかの

村落堤上水溪子へ再移住していった。ほかの村落へ分節した「3房」と「4房」の隆姓リニージの成員は安隆橋に住んではないものの、橋普請に際してちゃんと寄付金を寄せ、宗族とのつながりをしっかりと保っている。安隆橋へ移住して4世代目の2房麟亨の家系ははとりわけ金持ちで、官につく者も多かった。麟亨と隆冉氏の3男萬善は当時は監生で、橋工事の経過を綴ることから、おそらく当時宗族のなかでもっとも偉い読書人であったに違いない。

寄付にあたっては、隆姓宗族において、「萬」「武」「正」「大」の4世代にわたって寄付金が集まった。ところが、民国期の族譜に掲載されたりニージ成員の名前の欠如と確認が行き届いていないうえ、「正」「大」の2世代は、ちょうど先住民の隆姓リニージと輩行名（…時賡於德澤，仕正大光明…）が重なってしまったため、実際誰がどの宗族の者か、確認作業が難しい。推測するに、先住民の隆姓リニージからの寄付が20数戸あるが、ほとんどの場合は少額に過ぎない。

以上は安隆橋の工事を中心に、新来者の隆姓リニージと先住民の隆姓リニージの村落における力関係を考察した。康熙年間、石柱から豊都県安隆橋に移住してきた隆姓リニージは商売と官職による収入で、移住して4-8世代目に財産を作り上げ、ついに橋普請という村落社会の大事業に取組み、地域リニージへ拡大していくための一歩を踏み出した。先住民の隆姓リニージと違い、彼らは祖先祭祀をするための祠堂を建てるほどの余裕もあり、毎年の清明会をおこなうのに、60石の「祭田」祭祀用の田畑が用意されている。

しかし、問題点が1つ残る。豊都県内の姓氏の多くは清代康熙年間、湖廣からの移民だということ前はにも述べた。それに対して、安隆橋に居住する隆姓リニージのいずれも紛れもなく明代洪武2年（1369）に移住したものである。ただ、湖廣から一旦豊都県にやってきて、その後は石柱県に移り、さらにそこから安隆橋へと、移住先を転々としているため、同じく隆姓だが、相対的に先住民の隆姓からみれば、新来者とみなされていた。異なった長い移住過程をたどってきたこの2つの隆姓リニージは、どこかでつながっていないだろうかと筆者は感じる。この疑問を彼らに投げかけたが、なにしろ民国期以前の族譜が見つからない、あるいはかつてはあったにしても、土地改革や文化大革命の時期に処分されてしまっている。2つの隆姓リニージの成員は、始遷祖の四川豊都県への移住から約325年間の移住史について、知っている者がほとんどいない。

先住民の隆姓リニージの場合、ちょうど移住先の模索が一段落し、朗溪に定住するようになった12、13世代目にあたる。現在用いられている輩行名はこの13世代目から数えられ、保存されている大田垣の族譜（民国期に編纂された）には、この13代目の祖先を移住先朗溪への始遷祖として書かれているが、湖廣から四川へ移住した始祖から12世代目に関する記録は皆無である。もう一方の隆姓リニージが有する族譜（民国5年に編纂された）の序文によると、過去には族譜というものがなかったため、宗族の移住過程などについて知るすべがないとのことである。この族譜の内容は、あくまでも清代康熙2年（1663）石柱県から再び豊都県に再移住した始遷祖から200年近い期間の出来事にとどまり、石柱県にいく前の様子、さらにそれ以前をさかのぼることができなかった。その輩行名も当然、始遷祖から数えることになるわけである。この2つの隆姓リニージの成員たちにとって、湖廣から豊都県へ移住した当初の状況について、民国初期に書き記され

た族譜という「認識された歴史」の範疇を超えていない。もっとも、湖廣から四川へ何人兄弟でいつやってきて、それぞれどこに根をおろしたのか、それくらいは代々言い伝えられているが。

湖廣から四川省豊都県へ移住する時期の一致、輩行名の年代の一致、2つの隆姓リニージがいずれも朗溪とかかわっているなどの事実から勘案して、この2つの宗族は現在の輩行名が使われる以前、つまり移住して13世代目以前の段階において、系譜関係がたどれるのではないかと、そう思えてならない。不十分な資料や聞き書きでは、まだこの事実を裏付ける有力な証拠が、現段階にはない。しかし、同じ隆姓リニージの地域リニージを目指す上昇過程を考察するのに好適の事例だと考え、安隆橋をめぐる2つの隆姓リニージの葛藤を通して、移住民がある地域に定住し、次第に影響力を伸ばしていく過程での問題に示唆を与えてくれる。石柱県から安隆橋に移住した龍姓リニージが橋普請などをするのは、みずからの力を誇示する要素が含まれ、村落レベルを上回るもっと有力な地域リニージへ拡大させるためのきっかけをつかんだ。

寄付金の内訳が示されるように、龍姓リニージがほかの宗族が太刀打ちできぬほどの経済力をもっていた。橋は安隆橋に決まったのは仕方ないとしても、なぜあれだけ橋普請に金をつぎ込んだ龍姓リニージが隆姓にまで改姓する必要があったのか。先ほど述べたように、馮家坝に居住している隆姓リニージの祖先、つまり安隆橋における先住民の隆姓リニージがもともとは龍姓であった。明代の初頭に湖廣から豊都県に移住し、そして明末には、龍姓を名乗っていたら、皇帝の諱を犯しかねないと恐れ、同じ発音の隆姓に改めたという記録は華嚴村の隆姓の手書きの族譜にはっきりと記された。安隆橋の建設で地域社会に高く評価されたはずの龍姓リニージも、果たしてかつての隆姓のように皇帝の諱を恐れたのだろうか。それとも改姓を決断させるられるもっと大事な理由があったのか。つまり、それまで認識されなかった隆姓リニージとの系譜関係が判明したことで、あえて同じ隆姓にしたのではないかと筆者は推測する。安隆橋の普請から87年後の民国5年(1926)に、石柱からきたこの隆姓リニージの族譜が編纂された。読書人の廩生隆正笏を中心にあしかけ4年がかりで仕上げたものである。しかし、残念なことに、安隆橋のことも、龍から隆への改姓についても、一切触れていない。わざと触れようとしなかったのか、それとも資料不足でそうしなかったのかは、いまとなっては知るすべもない⁽¹³⁾。

4. 華嚴の隆姓

つぎは華嚴へ移住した隆姓をみることにしよう。馮家坝村3組隆家の系譜図を眺めると、12世代の金友公とその弟金甲の二人が朗溪への始遷祖とされるが、金友の孫14世代の廣灼になると、もう朗溪から大田坝へ移り、大田坝における隆姓リニージの始遷祖となった。始遷祖から15代目は5人兄弟である。長房世業、次房勲業がそのまま大田坝に残っているほか、3房以下はいずれも大田坝をあとにし、新たな移住先を求めた。そのなかで、いまの華嚴村平頂坵に移るようになったのは4房登業である。

華嚴は大田坝から約20数キロ離れたところに位置する。低い山々の間にたんぼが広がっていた。ここは地形上、貯水しやすいので、1960年代の後半にこの地でダムを建設し、高灘ダムに様変わりした。18世紀前半に登業がここを定住の地として選定したのは、この広い土地に目をつけたに

違いない。ダムを見下ろす丘陵に大きな墓群が点在する。判明できる碑文のうち、清代嘉慶17年（1813）から光緒8年（1882）の墓がある。なかでも群を抜いて立派なのは、17世代の澤榮（字は朝選）とその次男仕能の墓地である。

朝選の墓は花燈墳と呼ばれ、墓の正面は幅5、6メートル、奥行きは10数メートル。大きな石で作られた墓の表面に動物・人物・花や草などの模様が彫りほどこされており、手前に拜むための「祭台」が設けられている。華嚴に住む隆姓リニージには祠堂がなく、祖先祭祀するための祭田もなかったが、毎年清明会のおり、祠堂のかわりに必ずこの花燈墳の前で行われていた。その儀礼は解放前（1949年）まで続いた。朝選はどういう人物なのか。

華嚴居住の隆姓が持っている手書きの族譜によると、朝選公は「覃恩正八品」という官職についていた。さらにその長男仕敏と次男仕能の三男正名は「邑增生」、仕能の孫大炳は「巡檢貴州歷署多缺」、大炳の長男光明は「典吏貴州實缺」、そして仕能の次男正徳の孫光燦は「六品御」と、いずれも読書人で官についたと記録されている。

大田垣に現在居住している隆姓の族譜によれば、隆姓の最初の「字派」輩行名はつぎの通りである。「時廢於德澤，仕正大光明。」という十文字のみであった。それまでの輩名がやがて一回りして終わってしまうので、のちに第17代目の朝選公が先祖の輩名と重複せぬよう、新たに「世守維忠孝，家傳在讀耕。朝廷襄治化，海甸協昇平。繼述宏先緒，丕承万古榮。」という30字をつけ加えた。つまり、先祖さまの大きな徳のおかげで、一族が繁盛し出世する。先祖代々の家を守ってゆくのに忠誠と孝行につきること。つねに読書と耕作をおろそかにしてはならぬ。朝廷の政治が安定し、僻地においても安穏な暮らしができる。祖先のあとを引継ぎ、子々孫々榮えてゆくよゆうにという意味合いである。

碑文によると、朝選が世を去ったのは道光14年（1835）、その頃妻の張氏がすでに亡くなっていた。そこで、2人の「合墳」夫婦墓を作るのに、隆姓リニージの成員計25名が連名で金を出し合い、その世代深度は朝選からみて、息子・孫・曾孫・「元孫」・玄孫の5世代にわたっている。彼らと朝選公の系譜関係を図5。澤榮（朝選公）夫婦の墓を建てた者に図示した。ただし、手元の資料と今までの聞き書きにより、系譜関係が確認できないのは13名にものぼり、孫：正啓、正福、正祥、正巳。曾孫：大魁、大元、大周。「元孫」玄孫：光華、光策、光遠、光明、光映、光煦。確認できた者はほとんどが朝選の直系子孫にあたる。朝選の次男仕能の墓旛子墳の碑文には、仕能が亡くなったのは光緒14戊子（1888年）、享年83歳と記されている。ということは、1835年のころ、彼はちょうど30歳だ。弟仕達はもっと若かったろうが、しかし、碑文には仕達の孫の名前まであがっている。つまり、記載された年代に間違いがなければ、30歳未満の仕達もはや孫を持ったということになる。長兄仕敏の孫たちの名前もある。ほかには、族譜によると、仕能に光明という同名の曾孫がいることが記載されているが、当時彼はまだ30歳なので、到底考えにくい話である。

それから、正元という人物だが、図6の系譜図を参照すると、彼の高祖父勲業は15世代目の2房で、長房とともにそのまま大田垣にとどまっていた。正元にとって、澤榮は「隔房」違う分枝

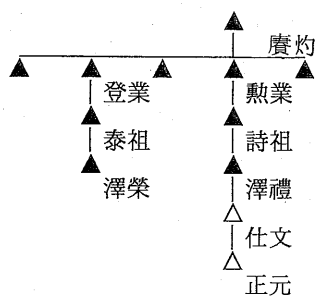
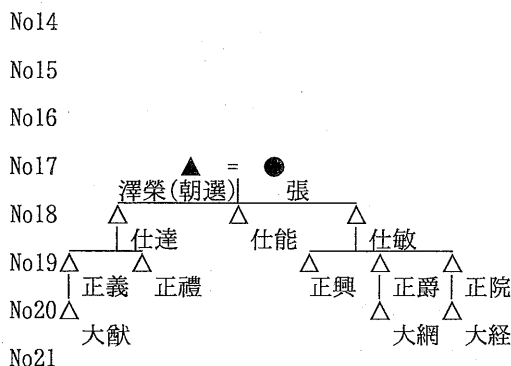
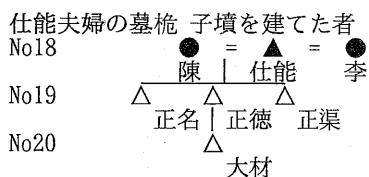


図 6



仕能: 嘉慶10乙丑(1805)–光緒14戊子(1888)、享年83歳。
陳氏: 嘉慶己未(1798)–道光24壬寅(1842)、享年44歳。華巖三塚田に埋葬。
李氏: 嘉慶14己巳(1809)–光緒8壬午(1882)、享年74歳。華巖旧屋基に埋葬。

図 5. 澤榮 (朝選公) 夫婦の墓花燈墳を建てた者 (△は金を出した者)

に属し、しかも 8 親等である。一般的に漢人社会の服喪範囲は、「五服」内の親族である。「五服は実際の血縁関係、即ち特定の個人(ego)を中心とする一定の父系血縁集団の親族の範囲である。」⁽¹⁴⁾ego からみて、この五服と呼ばれる 5 親等の範囲はその日常的にもっとも頻繁的に付き合うもので、葬式の場合も例外ではない。つまり、正元からみた朝選は五服をはるかに超えてしまった遠い親族であり、本来なら来なくても良からう。ところが、朝選は華巖に分節した隆姓、大田垣の隆姓にとっても、粗末にできぬ重要人物なのである。さきほど述べた隆姓の輩行字を 40 字にまで追加したのは、ほかでもなくこの朝選であった。「覃恩正八品」である朝選のみならず、族譜によれば、その 5 世代下の子孫まで読書人、官職につく者が多かった。おそらく当時までの隆姓リネージにおいて、華巖に住む朝選は出世頭で、一目を置かれた存在であったに違いない。

のちに朝選の 3 男仕達が華巖からさらに 5, 6 キロ離れた馮家垣に移るようになった。その子孫は、毎年必ず朝選の墓花燈墳の前で行われる清明会に参加し、そして、数年ごとに朗溪の「大清明会」にも出かけており、解放前までつづいた。華巖に分節した登業の孫朝選とその親族も、多分朗溪で行われる清明会にもよく顔を出し、同じく隆姓リネージの大田垣分枝との関係をとっていたのだろう。そういうわけで、宗族の存続・発展に貢献した朝選公の死亡に対して、いくら五服を超えた 8 親等だからといって、大田垣の隆姓サブリネージを代表して、正元が出ないわけにはいかなかったであろう。

一方では、仕能と2人の妻を「合墳」一緒に埋葬した墓は父朝選の墓より敷地面積がもっと広く、きれいな模様が彫り施されたほか、墓の事前両側に石で作られた高さ5、6メートルの「華表」が建ててある。これは、読書人のうえ、ある程度の官職につかない限り、建てられぬものである。地元の人はこの2本の華表を「梳子」といい、墓の代名詞として、仕能の墓は「梳子墳」と呼ばれている。解放後、墓の周囲に植えられた木々が跡形もなく伐採されてしまったため、現在のところ見る限りは、父朝選の墓と比べて勝るとも劣らぬほど立派なものだ。にもかかわらず、仕能の墓を建てたのは、3人の息子に孫1人に過ぎなかった。これには一つは仕能の直系子孫に読書人で、官につく者が多く、経済的な余裕があげられよう。五服の原則も関係するが、隆姓リニージ、房における仕能の役割と貢献度が、父朝選公とは比べものにならなかったという点も見逃すことのできぬ要因ではないか。

解放前、華巖に住む隆姓リニージが行う清明会には大清明会と小清明会の2種類がある。大清明会には、馮家垵に移動した朝選の3男仕達の子孫が参加するが、小清明会はおそらく朝選の兄弟朝陞の分枝を中心としていた。しかし、両方とも祠堂もなく、祖先祭祀のための特別な祭田もなかった。ただ、解放直前までに200石あまりの土地をもち、その中から一部の土地を祖先祭祀用の祭田にしようとしたところ、新中国の誕生を迎えたので、実行に移すことができなかったという話を馮家垵の隆姓の古老から伺った。

華巖村に住む隆姓から見せてもらった手書きの族譜では、湖廣から四川に移住した3人兄弟の記載からはじまり、豊都県にきた玄二を始遷祖とする父系の系譜関係を中心に展開した。15世代目までは宗族成員の名前とその移住先の記載しか見られないが、大田垵から華巖に移った15世代目の登業から、不完全ではあるが、その配偶者の姓氏及び墓地の場所まで記録している。記録は20世代の大、21世代の光という世代まで下っている。そして、15代目からは、登業のほか、3房宣業と5房成業も大田垵からそれぞれ新たな移住先を求め、同心場獅子堡と損陵蓼業溪へ移動した。この族譜は4房登業のほか、大田垵から出ていったほかの兄弟2人に関して、その息子まで族譜におさめた。なのに、大田垵に残った上の兄2人の名前をはじめ、それ以降の系譜関係については、まったく触れていない。なぜなのか。

ちなみに、大田垵に住む南陽堂置⁽¹⁵⁾『隆氏族譜』隆姓の族譜と突き合わせてみよう。こちらもおく簡単な記述であり、華巖村の族譜と比べると、四川への始遷祖をたどれず、隆姓リニージが豊都県へ移住して約270余年の歴史については、空白状態にあるという大きな欠点がある。この族譜では、朗溪への始遷祖12代目の宗友公を始祖としている。不備が多いが、宗友公から配偶者の姓氏がちゃんと載せてある。そして、15世代目の5人兄弟のうち、大田垵に残った長房と次房を中心に書かれており、余所へ行った3人の兄弟の系譜関係に関しては、3人の名前をとどめただけである。毎年行われる清明会があるため、音信不通が原因とは考えにくいだが、余所へ移住していけば、その帰属意識としてもはや宗族の新たな分枝と考えられるようだ。

ここで、朝選公の墓作りに協力した隆姓リニージの成員を考察したことにより、房とその分枝との関係に興味深いものを感じた。つまり、宗族内における「紅白喜事」冠婚葬祭には、その参

加者は五服以内の親族に限ることが原則だ。しかし、分枝に帰属する朝選公が、宗族の中で屈指の読書人で地位が高い。宗族の「字派」輩行名を新たにつけ加えるなど、思うに清明会などの祖先祭祀のおりも、「祭文」祖先への追悼文の作成をまかせられるほど、重要な存在であったろう。華巖の分枝に属する朝選公は、おそらくその上位にある大田垣の房、そしてさらに上位の朗溪に住む隆姓リニージ成員のなかにおいても、発言権が大きく、宗族を統合するうえで、彼の果たす役割は無視できぬものがあつたと想像できよう。

5. 馮家垣への定住

大田垣から華巖に移り住んだのは15世代目の登業であった。それからまもなく、登業の曾孫で、朝選公の3男仕達が華巖から5、6キロの馮家垣に移住するようになった。移住時期について、村の形成説で触れたが、父朝選公の存命中にすでに馮家垣へ行ったのかもしれない。なぜならば、朝選が亡くなった時、仕達にはすでに何人かの孫ができ、その孫の1人大猷の名前が朝選の碑文に連ねられたからだ。かりにその時期を朝選が亡くなる5年前の道光10年（1830）とすると、もはや160余年経過している。仕達は馮家垣への始遷祖とされ、その墓は上院子の裏山青桐嶺に建てられ、いまでも毎年の旧正月に墓参りに来てくれる親族がその墓の前で紙銭を燃やし、線香をあげる馮家垣に住む隆姓の墓のなかでもっとも立派なものである。もっとも、華巖平頂丘の兄仕能の墓とは同日に語るわけにはいかぬが。碑文によれば、仕達が世を去ったのは大清同治7年（1868）とのことである。隆家の系譜図をみると、仕達には7人の息子がいる。しかし、上から3人の息子たちはいずれも華巖平頂丘に埋葬され、3人の息子たちも華巖に住んでいたであろう。華巖の広い土地は、彼らの足を引き止めたように思われる。

下の4人の息子が馮家垣で暮らしており、現在でも3組で生活しているのは7世帯に過ぎず、いずれも6房正倫と7房正級の子孫である。民国31年（1942）の統計では、同集落の隆姓も7世帯であった。ただ、現在では3、4人からなる核家族が大半を占めており、約50年前の家族構成がいまより複雑であり、人数も当然もっと多かったと思う。

華巖から馮家垣に移った隆姓は戸数が少なく、1つの分枝としてまとまって祖先祭祀するよりも、清明会のおりは、かならず1人ずつの男子が各家を代表して、華巖に出かけていたものであった。清明会には大清明会と小清明会の区別がある。華巖のほうには、大小2つの清明会に分かれ、それぞれ父系出自の血縁の遠近によりできたものである。このような清明会の種類は、さしずめ華北の「老墳会」と「小墳会」の類に相当する。馮家垣の隆姓が参加したのは大清明会であり、朝選公の墓花磴墳の前で祖先祭祀の儀礼と直会をするのであった。おそらく大清明会の参加者はみな朝選公の子孫ではないだろうか。華巖と馮家垣の隆姓リニージ成員を統合するのに「族長」が必要である。そして、解放直前までの族長をつとめたのは、馮家垣に家を構え、華巖を含む付近の隣接村落で私塾の先生をしていた20世代目の大有であった。にもかかわらず、馮家垣居住の隆姓だけでは、小清明会をやるだけの統合力と経済力がなかったようだ。

そのほか、大田垣・華巖・馮家垣などの地にそれぞれ分散した隆姓リニージの成員は毎年ではないが、数年間に一度朗溪に集まって、そこで清明会をしていた。民国26年（1937）、朗溪の清

明会に出るため、馮家垣の隆仲良らが馮家垣から約30キロ離れた朗溪へいくのに4時間歩いた。当日の晩はまた安隆橋まで歩き、隆家溝という隆姓リニージ成員の居住地に1晩泊めさせてもらった。さらに、民国30数年のある年に、解放直前に涪陵など余所からの隆姓リニージの成員がやってきて、豊都県城丁子街の寺で大がかりな清明会をおこない、清明会を機会に「合族」同じ宗族の系譜関係を確認したという。その時の清明会には、馮家垣の隆姓はもちろん、おそらく豊都県内に住む隆姓の多くは代表を遣わして、駆けつけたかと思われる。その時、祭台のかわりに使われた机には、各サブリニージ・分節・屋敷内居住集団・家族からあずかった族譜や経単簿が高く積み重ねられたそう。しかし、このような動きは解放後、一切中断させられてしまった。

馮家垣の隆姓は解放前まで、「偽郷長」や甲長をつとめた者・私塾の先生・竹細工の職人・主として農業で生計をたてる者及び炭鉱の労働者など、さまざまであった。解放後まもなく繰り広げられた土地改革運動により、解放前の各家の経済状況、社会的地位などに鑑みて、階級区分がなされた。その際、「悪覇」・地主として銃殺された者もいれば、「自耕中農」自作中農、貧農もいた。馮家垣への始遷祖仕達以降を2、3世代下ると、20、21世代目の大・光字世代が、この世代からまた別な場所への移住がはじまった。時代は民国20年代（1930年代）、移住先は7キロ離れた人和場（県内定期市の1つ）と四川省西部の最大都市成都などである。当時の県城から馮家垣の近くまでは粗末な道路しかなかった。農業だけではなく、商売でひと儲けしようとした者にとっては、定期市のある人和場は魅力的な場所であったろう。

時代がさらに解放後に入り、とりわけ1958年以後には、農村人口の自由な移動が規制されるようになった。そこで、22世代目の明字世代の隆姓には、進学あるいは仕事関係がなければ、自由にこの村から去ることができなかった。農村人口の移動に対する規制がいくらか緩やかになったのは、1978年からの改革開放政策の実施及び農業の経営方式の変革がきっかけである。とくに近年では、農業以外で得た収入で農業から手を放すばかりでなく、住み慣れた農村をあとにし、県城または新城などに新たな家を構える者がいる。今後、経済の発達により、都市へ流れていく傾向が依然として強くなる一方、馮家垣のような町に近い近郊農村は、県城から遠く離れた県内の多くの村落より、その近代化の度合いは、ある意味では農村の都市化といっても差し支えなからうが、ますます大きくなっていくことであろう。

以上は隆姓リニージの移住過程を、県内における隆姓のいくつかの居住地の様子を通して、簡単に振り返ってみた。ここで気づいたことは、移動が非常に頻繁におこなわれているという点である。12世代目の朗溪への始遷祖から、同じく県内でも平均して2、3世代のうちに、男兄弟の数名がまた新たな土地を求めて移動してしまうというケースが続く。前にも触れたことだが、康熙年間を通して、政府による大規模な移民が幾度もおこなわれた結果、乾隆31年（1767）の1人あたり15畝の耕地面積は、嘉慶末年（1821）になると、わずか2畝に激減してしまった。あげくの果て、人口の重圧に耐えられなくなった地域では、四川省から他の省への流出もはじまった。移民による人口の増加は、地域差もあるだろう。12世代目以降の隆姓リニージの成員はしょっちゅう移動を重ねつつ、ここまで生きながらえたのは、おそらく人口の増加による土地の不足が重要

な要因のように思われる。

しかし、1663年の豊都県の全人口はわずか400余人に過ぎなかったという点を考え合わせると、ちょうど11世代目の生活していた時代であった。石柱県から安隆橋に移住した隆姓リニージのように、生活上の便宜や風水により、ときたま余所へ移り住むようなことがあっても、のちのような頻繁な移動はしなかったのではなかろうか。

もう1つは限られた土地の肥沃さが原因ではないか。隆姓リニージの居住する村落を数カ村まわったが、丘陵地帯か山間地帯に位置し、稲作ができるたんぼはそう広くはなかった。ほかには、山あいや丘を利用して小麦・トウモロコシなどの雑穀がとれるが、収穫高が決して高いものではない。そのため、宗族の人口増加により、男子子孫がみな集落にとどまっていると、次第に食べていけなくなる厳しい現実が待っていたであろうことが推測できよう。

ところで、四川省の移住民研究として、1995年に、山田賢著『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究—』が刊行された。社会史・社会経済史の問題関心から清代の四川移民社会を取り上げているが、とりわけ第2章 移住民社会と地域エリートは興味深い。著者は3省(陝西・湖北・四川) 交界地帯に位置する四川東部の雲陽県における1移住宗族—涂氏という「大姓」有力宗族の軌跡を検証するケース・スタディを通して、「移住民社会内部においてある社会体制—安定的なシステムが形成されてゆく過程を明らかにしようとした⁽¹⁶⁾。」

そして、涂氏をめぐる様々な社会関係の中から婚姻関係を抽出し、その変動を通時的に検討し、完成された雲陽涂氏宗族の社会関係自体が、すでに安定的なシステムの1つであろうが、「さらに彼らの通婚圏という私的な『回路』を通して、宗族連合とも言うべき社会関係」及び有力宗族の上昇モデルのプロセスを究明することに努めた。保存状態の良好な涂氏宗族の完全な族譜をふまえた山田氏の分析は、移住民からなる四川省その他の地域、とりわけ同じく四川東部に位置する筆者の調査村における宗族の定住過程を理解するうえでも、大変示唆に富む有効なものであると考える。さらに、経営面において、大地主=米商としての涂氏の商売の手腕、社会的志向性においては、「局紳」として地方行政への参与を果たしてゆく地域エリートとしての軌跡に対する考察は、四川という移住民社会の地域性が見い出され、説得力のある論著である。限られた不完全な族譜しか入手していない筆者にとっては、そのような詳細な確認作業は到底無理かもしれない。

[注]

- (1)四川省豊都県地方志編纂委員会『豊都県志』四川科学技術出版社 1991年。P 86-87
- (2)「四川近代苛捐雜稅考」P1-2を参照。胡漢生著『四川近代史事三考』重慶出版社 1988年。
- (3)同(2) 1991年。P
- (4)森紀子 P 154-167.
- (5)沈起煒 P 502. 1983.
- (6)この事実が判明できたのは、馮家坝から徒歩約一時間かかる華巖村に居住する隆姓の家から、

新たに族譜（謄写本）を発見したからである。その隆姓（隆光元という名前だが、彼の兄隆光周は解放前に馮家垣村に移り住み、解放直後、村の農民協会主席、村長を歴任した。現在2組に居住している。2組の隆姓は馮家垣村3組の隆姓とは「五服」5親等を超えた系譜関係にあり、現存する碑文や「経単簿」などの史料から、馮家垣村の隆姓はおそらく、清の同治（1862-1875）から光緒年間（1875-1909）の間にその分枝がこの華嚴村から移ってきたものであろうことが推測できる。

- (7)この村に比較的多い再姓の輩名を調べた時、解放前、三代続きで道士先生をやっていたという家から、輩名を記した族譜を拝借し、町へ行ってコピーした。あとでそのことを馮家垣3組で売店を営んでいる再姓のご主人に話したら、僕は音を覚えているが、どんな字なのか知らないから、その「字派」輩行名を写させてくれと頼まれた。なお、村民委員会が保存する常住人口登記簿には、たとえば隆世武という名前があるが、真中の「世」という字は輩名だが、同音語の「仕」か「時」で書かれたりすることはよく見られる。単なる教育水準の問題であろうか。
- (8)民国期、大田垣で行われた「清明会」に関して、馮家垣村3組居住の隆仲良（1912年生まれ。竹細工職人・大工。私塾7年の教育を受け、会計をやったことがある。）、隆錫武（1924年生まれ。私塾5年の教育を受け、土地改革のころ、生産大隊の「錢糧」会計係をつとめた。）に伺い、また民国20年代、豊都県で行われた隆姓の「清明会」の様子については、主として4組隆守榮（60歳代。小卒。もと県運輸会社の運転手。）から聞き書きしたものである。
- (9)胡起望「苗族」P 274-278. 張聯芳主編『中国人的姓名』中国社会科学出版社 1992.
- (10)安隆橋居住の隆姓の移住時期に関しては、隆文平氏が最近石柱土家族自治県県辦公室の関係者に、その帰属するリニージの湖廣から四川へ移動した始遷祖の様子を問い合わせた。そして、向こうで調べた結果、やはり馮家垣の隆姓と同じく明代洪武2年（1369）に移民したという事実が確認された。これは単なる偶然とは思えない。ただし、民国期以前の古い族譜が見つからぬため、この二つの隆姓がかつては同じ出自かどうか、つかみきれないでいる。しかし、両方とも朗溪とのかかわりがあり、しかも龍から隆へ改姓したなどといった偶然の(?)一致から推測すると、どこかでつながっているのではないかという私の思いがどうしても拭えないのである。
- (11)廩生とは廩膳生員のこと。明・清期に府・州・県から定期的に銀及び食糧手当を割り当てられる生員を指す。ここで生員とは、明・清期に科挙試験の一番下のランクをパスし、府学・県学において勉強できる者をいう。生員ならば、郷クラスの試験に出る資格をもち、通称秀才という。
- (12)監生とは、明・清期に国子監（封建時代の国家最高学府）で勉強し、またはそこで勉強する資格を獲得した者をいう。だが、清代に入ると、このような称号を金を出して手にすることができるようになった。
- (13)隆正笏が族譜編纂に取りかかったのは民国1年、4年後完成した頃には、もはや古稀を迎えていた。当時、交通の便が悪く、高齢の彼はとても同じリニージの成員たちの居住地へは、いち

いち訪ねることができなかった。『隆氏族譜』の序に、彼自身が編纂過程の苦勞話を書き残している。そこで、彼は主に安隆橋居住の「麟」字世代の長房と次房の子孫を中心に比較的詳しく書いた。堤上水溪子居住の3房と4房、ならびに豊都県を離れ、涪陵に土地を買取り、そこに移り住んだりニージの成員については、ごく簡単に書いたのみである。それが原因で、自分の所属する房だけえこひいきするという不満不平の声があがり、族譜の著しい不備が批判を受けた。

(14)Fridman, M. 1959 : 43.

(15)ここの南陽堂とは、おそらく隆姓リニージが四川入りするまで、湖廣におけるリニージの祠堂のことかと推測する。同様な事例はたとえば、かつて馮家坝に居住していた馮姓には曲水堂と題名された『馮氏家乗』がある。

(16)山田賢著『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究—』名古屋大学出版会 1995. P 64.

後記：豊都県でのフィールドワークは、予備調査をはじめ、1992年2月から95年3月末にかけて断続的に実施され、延べ10か月ほど現地に滞在した。その期間中において、庭野平和助成財団・上廣倫理財団からのご援助を賜ったことは、調査を順調に進めてゆくうえで非常に心強いものであった。この場を借りて心から謝意を表したい。

参考文献

1. 上田信「中国の地域社会と宗族—14-19世紀の中国東南部の事例—」『社会的結合』シリーズ世界史への問い4 岩波書店 1994. P 2-73
2. 江守五夫著『日本村落社会の構造』 弘文堂 1976.
3. 郭明昆遺著『中国の家族制及び言語の研究』東方学会刊行 1962.
4. 黄少文編纂『竹子黄氏史略—1687-1988』 1989. 4.
5. 左遠来・左明福編『豊都県廂坝郷武隆県双河郷左氏族譜— 1730-1993』 1994. 4.
6. 聶莉々著『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容—』 東京大学出版会 1992.
7. 沈起焯編著『中国歴史大事年表』(古代)上海辞書出版社 1983.
8. 末成道男「社会結合の特質」『世界民族史』
9. 張聯芳主編『中国人的姓名』 中国社会科学出版社 1992.
10. 陳其南著『家族與社会—台湾和中国社会研究的基础理念—』 聯経出版事業公司 1990.
11. 張聯芳主編『中国人的姓名』 中国社会科学出版社 1992.
12. 丁世良・趙放主編『中国地方志民族資料滙編』西南卷(下) 書目文献出版社 1988.
13. 中生勝美「親族名称の拡張と地縁関係—華北の世代ランカー—」『民族学研究』56/3 1991.
14. 『馮氏家乗』上下巻 民国4年(1915)
15. M. フリードマン著 末成道男・西澤治彦・小熊誠訳『東南中国の宗族組織』 弘文堂 1991.
16. M. フリードマン著 田村克己・瀬川昌久訳『中国の宗族と社会』 弘文堂 1987.

17. 『涪陵石氏家譜』 清同治8年(1869)
18. 堀江俊一「親しい他人と見知らぬ親族—台湾漢族における二つの擬制的親族」『特集=漢族研究の最前線—台湾・香港—』 文化人類学5 1988.
19. 牧野巽『牧野巽著作集—近世中国宗族研究』第三卷 御茶の水書房 1980. 「第八 中国近世の族譜に現われた始祖について」 P 145-170
20. 山田賢『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究』 名古屋大学出版会 1995.
21. 森紀子「清代四川の移民経済」『東洋史研究』第45巻第4号 P 141-168 1987.
22. 冉清陽抄録『冉氏族譜』 乾隆54年(1790)
23. 李正鵠編纂『麥地湾李氏族譜』 1994.
24. 隆正笏編纂『隆氏族譜』上下冊 民国15年(1926)
25. 隆明玉編纂・南陽堂置『豐陵大田垠隆氏家譜』 民国17年(1928)
26. 隆(?)『隆氏族譜』(手抄本)
27. 李景漢『北京郊区鄉村家庭生活調査札記』 生活・読書・新知三聯書店 1981.

新刊紹介

金丸良子・田畑久夫著

『雲貴高原のヤオ族』

本書は両者による『中国雲貴高原の少数民族
ミャオ族・トン族』(1989年, 白帝社)に続く
貴州省ヤオ族の詳細なモノグラフ研究である。
二人の精力的なフィールドワークは骨折をおし
ての調査の続行などとして仄聞している。その
ヤオ族に関する個別報告・個別論文が170枚の
カラー写真と共に本書に集約された。内容は写
真資料, 序論, 第I編ヤオ族に関する基礎的研
究(第一章地域の自然環境, 第二章ヤオ族の概
要, 第三章貴州省のヤオ族), 第II編ヤオ族集
落の比較(第四章盤ヤオ族の集落, 第五章紅ヤ
オ族の集落, 第六章青禪ヤオ族の集落, 第七
章白禪ヤオ族の集落), 付論「過山榜」に関す
る一考察, 結論の構成になっている。前半を占
める写真はそのキャプションも含めてよく配慮
され, 近代化の中でのヤオ族の伝統的生活が生

生きと示されている。後半のモノグラフは生業
が主体をなし, 社会組織や家族構造に力点が置
かれた内容となっている。ヤオ族が移住しなが
らの焼畑耕作に従事する山棲みの民族集団で
あったことを考えると経済生活を指標にしての
ヤオ族間の比較は最も有効であろうが, 儀礼や
信仰方面, 精神生活の民俗の報告が今少し欲
しいと思うのは私だけではないだろう。そのヤ
オ族の宗教儀礼や民族起源を探る基礎資料, 「過
山榜」「評皇券牒」はわが国の木地屋文書と比
較されたりしたが, 高留組盤家の過山榜が紹介
され, 移動経路の分析が試みられている。全編,
図表, イラストが効果的に挿入され立体的にヤ
オ族の生活が描かれている。(佐野賢治)
菊版221頁 ゆまに書房 1995年5月刊 25000円